

佐世保市公共施設等総合管理計画

～ 持続可能な公共施設・インフラの管理に関する基本的考え方 ～

平成 29 年 3 月

佐世保市

佐世保市公共施設等総合管理計画

【目次】

はじめに	1
第1章 計画策定の目的等	2
1-1. 計画策定の目的	2
1-2. 計画の位置付け	3
1-3. 計画期間.....	4
1-4. 対象範囲.....	4
1-4-1. 計画対象施設（公共施設）	5
1-4-2. 計画対象施設（インフラ）	6
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題	7
2-1. 人口減少・少子高齢化の進行.....	7
2-2. 厳しい財政状況	8
2-3. 公共施設の現状	9
2-3-1. これまでの整備状況	9
2-3-2. 類似自治体との保有量比較.....	10
2-4. インフラの現状	11
2-4-1. 道路（市道）	11
2-4-2. 道路（農道・林道）	11
2-4-3. 河川	12
2-4-4. 砂防	12
2-4-5. 公園	12
2-4-6. 港湾	13
2-4-7. 漁港	13
2-4-8. 水道	14
2-4-9. 下水道.....	14
2-4-10. その他施設	14
2-5. 将来更新費用の試算.....	15
2-5-1. 公共施設	15
2-5-2. 道路（市道）	16
2-5-3. 道路（農道・林道）	17

2-5-4. 河川	17
2-5-5. 砂防	17
2-5-6. 公園	17
2-5-7. 港湾	18
2-5-8. 漁港	18
2-5-9. 水道	19
2-5-10. 下水道	19
2-5-11. 総括	20
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針	21
3-1. 本市における課題認識	21
3-2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	21
3-2-1. 公共施設	21
3-2-2. インフラ	24
3-3. 民間活力の活用	27
3-3-1. PPP/PFIの推進	27
3-3-2. 長寿命化対策に有効な技術の活用	28
3-4. 国・県・他市町との連携	28
3-5. 継続的かつ全庁的な取組みを遂行していくための推進体制	29
3-5-1. 推進体制	29
3-5-2. 計画推進に向けた取組み	30
3-5-3. フォローアップ	31
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	32
4-1. 公共施設（公共施設適正配置・保全基本計画対象施設）	32
4-1-1. 学校等教育施設	32
4-1-2. 文化交流施設	32
4-1-3. スポーツ施設	33
4-1-4. 子育て支援施設	33
4-1-5. 保健福祉施設	34
4-1-6. 庁舎等施設	34
4-1-7. その他施設（公共施設適正配置・保全基本計画対象施設）	34
4-2. 公共施設（個別計画対象施設）	35
4-2-1. 市営住宅	35
4-2-2. 環境施設	36
4-2-3. 衛生施設	37
4-2-4. その他施設（個別計画対象施設）	37

4-3. インフラ	38
4-3-1. 道路（市道）	38
4-3-2. 道路（農道・林道）	39
4-3-3. 河川	39
4-3-4. 砂防	40
4-3-5. 公園	41
4-3-6. 港湾	42
4-3-7. 漁港	43
4-3-8. 水道	44
4-3-9. 下水道	45
4-3-10. その他施設（インフラ）	45
4-4. 施設類型ごとの個別計画の策定	46
用語説明	47
《参考資料》	
将来更新費用の試算条件等一覧表	48

はじめに

近年、我が国の社会状況は、人口減少及び少子高齢化の進行など大きく変化しています。本市においては、人口減少と進行する少子高齢化を背景に、財政面で今後厳しい状況が続くことが想定されるなど、社会経済の転換期を迎えています。

本市では、平成17年以降、近隣6町と合併し並行して、第6次佐世保市行財政改革推進計画等により、行財政改革に取り組んできました。

一方、高度経済成長など右肩上がりの社会経済情勢を背景として、多様化する住民ニーズへ対応するために、多くの公共施設の整備を行ってきました。

また、インフラについても同様に、道路や公園、港湾・漁港、上下水道など多くの施設を整備してきました。

現在では、これらの施設の老朽化が進行し、今後、次々と更新の時期を迎えます。それらを更新するには莫大な経費が見込まれますが、財政面で厳しい状況が続くことが想定され、老朽化するすべての公共施設・インフラを現状のまま維持・更新していくことは、困難となることが想定されます。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」が平成25年6月に閣議決定され、その中で、「経済再生と財政健全化の両立」として、「21世紀型の社会資本整備に向けて」の基本的考え方として「選択と集中の徹底実行へ」、「新しく造ることから賢く使うことへ」、「民間能力の活用等による効率的な社会資本整備」が示され、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

平成26年4月には、国から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、インフラを含む全ての公共施設等を対象とした公共施設等総合管理計画の策定について地方自治体向けに要請されています。

そこで、「佐世保市施設白書」、「佐世保市資産活用基本方針」を踏まえ、中長期視点のもと公共施設やインフラの将来のあり方について、基本的な考え方をまとめた「佐世保市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

第1章 計画策定の目的等

1-1. 計画策定の目的

本市は、昭和40年代から60年代にかけて、高度経済成長期の市民ニーズの多様化に伴う行政ニーズの拡大を背景に、学校、市営住宅等の公共施設、道路・橋梁、上下水道等のインフラなど、多くの公共施設等を集中的に整備してきました。また、平成17年以降の合併により、さらに多くの施設を保有することになり、効率的な維持管理と行政サービスの充実に努めてきました。

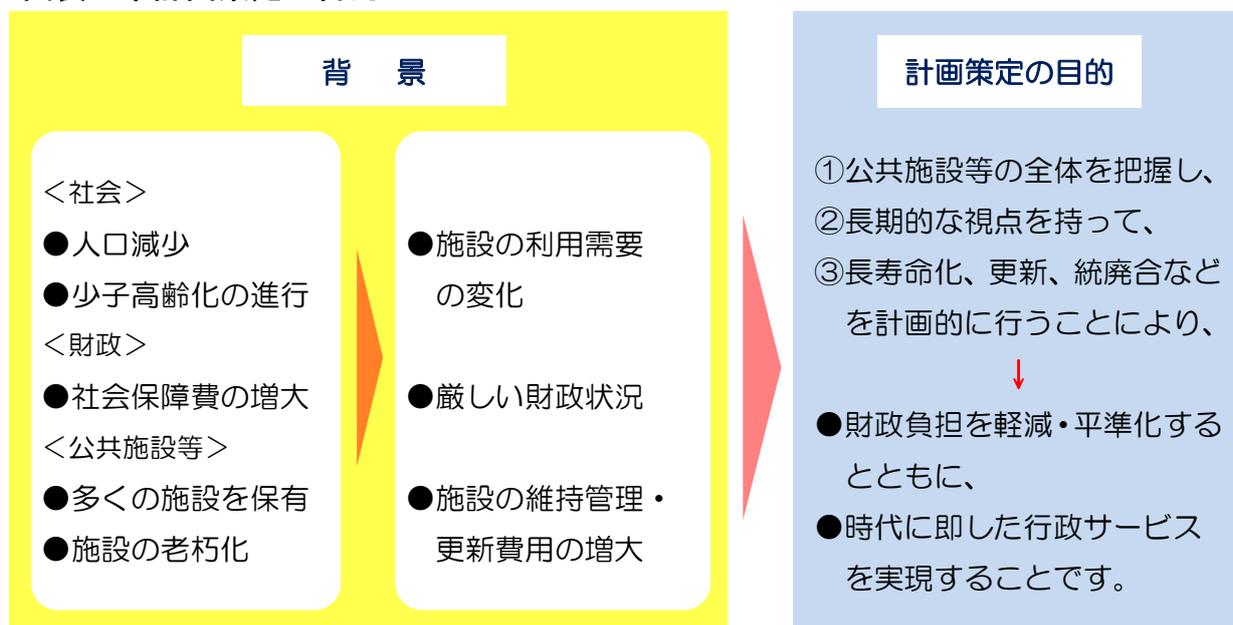
これらの多くは、老朽化に伴う本格的な大規模改修や更新の時期を迎えており、今後集中して多額の財政需要が見込まれる状況にあり、本市の行政運営に大きく影響することが懸念されます。

また、人口減少と少子高齢化の進行は、税収の減少や社会保障費の増加を招くことが予想され、財政状況は更に厳しさを増すことが見込まれるとともに、公共施設等の利用需要が質・量共に変化していくことが想定されることから、時代に即した行政サービスが求められることとなります。

こうした課題に対応していくためには、公共施設等の現状や課題を調査・分析し、施設全体の状況を把握した上で、経営的な視点をもって資産を管理・利活用することが必要となります。

本計画は、次世代へ過大な負担を残さないことで、市民が継続して必要とされる行政サービスを楽しむことができるようにするという考えのもと、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、時代に即した行政サービスを実現するため、今後の公共施設等のあり方についての方針を示すものです。

図表 本計画策定の目的

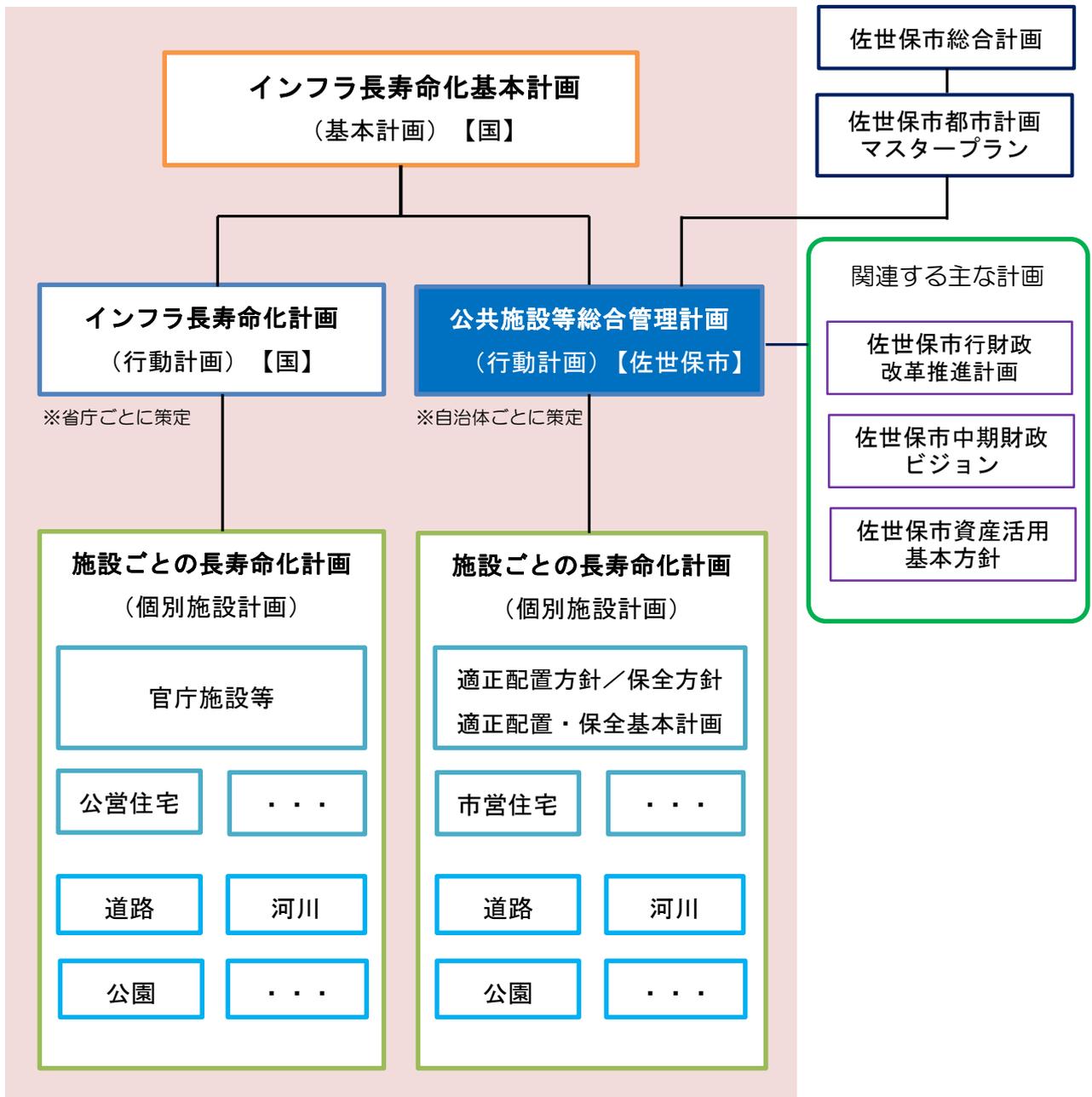


1-2. 計画の位置付け

本市では、「佐世保市資産活用基本方針」の策定などすでに公共施設の再編に係る検討を進めていますが、これらの各種方針・計画と整合した基本的な考え方をとりまとめたものを、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画（基本計画）」の下位の行動計画となる「公共施設等総合管理計画」として位置付けます。

公共施設については、総量の縮減および長寿命化を実現するための各種方針・計画、インフラについては、長寿命化を実現するための各種方針・計画を下位の個別施設計画として位置付けることとします。

図表 本計画の位置づけ



1-3. 計画期間

平成 29 年度(2017 年度)から平成 48 年度(2036 年度)までの 20 年間とします。

1-4. 対象範囲

総務省が定める指針において、計画の対象とする施設は、公共施設等全体とされていることから、本市が所有する全ての公共施設、インフラを「公共施設等」と位置付け、本計画の対象とします。

図表 本計画の対象



1-4-1.計画対象施設（公共施設）

本計画では、全ての公共施設を対象とします。本計画では、用途ごとに将来の方向性を定めることとします。

用途により公共施設適正配置・保全基本計画において検討するもの、個別計画において将来の方向性を具体的に検討するものそれぞれに分類します。

図表 本計画の対象施設（公共施設）

用途	主な施設	施設数	延床面積(m ²)	全体における面積割合	
公共施設適正配置・保全基本計画	学校等教育施設	小学校、中学校	78	412,765	31%
	文化交流施設	公民館、図書館・図書室 博物館・資料館、文化ホール	53	78,567	6%
	スポーツ施設	陸上競技場、野球場 体育館、プール	51	51,462	4%
	子育て支援施設	保育所、幼稚園 児童センター、児童クラブ	39	13,654	1%
	保健福祉施設	高齢者福祉施設 障がい者福祉施設	13	14,966	1%
	庁舎等施設	市役所、支所・行政センター	33	67,103	5%
	その他施設	消防施設、観光レジャー施設 農林施設、市場、水産施設等	252	169,619	13%
	小 計		519	808,136	61%
個別計画	市営住宅	市営住宅	86	370,801	28%
	環境施設	一般廃棄物処理施設	12	38,210	3%
	衛生施設	火葬場・斎場	4	5,901	1%
	その他施設	交通施設、水道施設 その他	278	92,986	7%
	小 計		380	507,898	39%
合 計		899	1,316,034 m ²		

(平成28年3月末日時点)

1-4-2.計画対象施設（インフラ）

本計画では、全てのインフラを対象とします。本計画では、種別ごとに将来の方向性を定めることとし、個別計画において将来の方向性を具体的に検討するものとします。

図表 本計画の対象施設（インフラ）

種別		主な施設	数量
個別計画	道路（市道）	道路 橋りょう トンネル	約 1,779 km 1,096 橋 8 か所
	道路（農道・林道）	道路 橋りょう トンネル	約 195 km 30 橋 1 か所
	河川	準用河川 普通河川 都市下水路 公共下水道雨水渠	18.1 km 450.1 km 3.4 km 28.7 km
	砂防	急傾斜地崩壊対策施設	92 か所
	公園	自然公園 都市公園等	19 か所 405 か所
	港湾	係留施設 外郭施設 臨港交通施設 海岸保全施設	10,489m 14,866m 14,220m 36,148m
	漁港	係留施設 外郭施設 輸送施設（道路） 海岸保全施設	8,035m 13,302m 8,942m 8,399m
	水道	管路 浄水場 配水池 ポンプ所	約 1,500 km 9 か所 168 か所 125 か所
	下水道	汚水管路 下水処理場 汚水ポンプ場 雨水ポンプ場	約 618 km 4 か所 9 か所 2 か所
	その他施設	集落排水施設	2 か所

（平成 28 年 3 月末日時点）

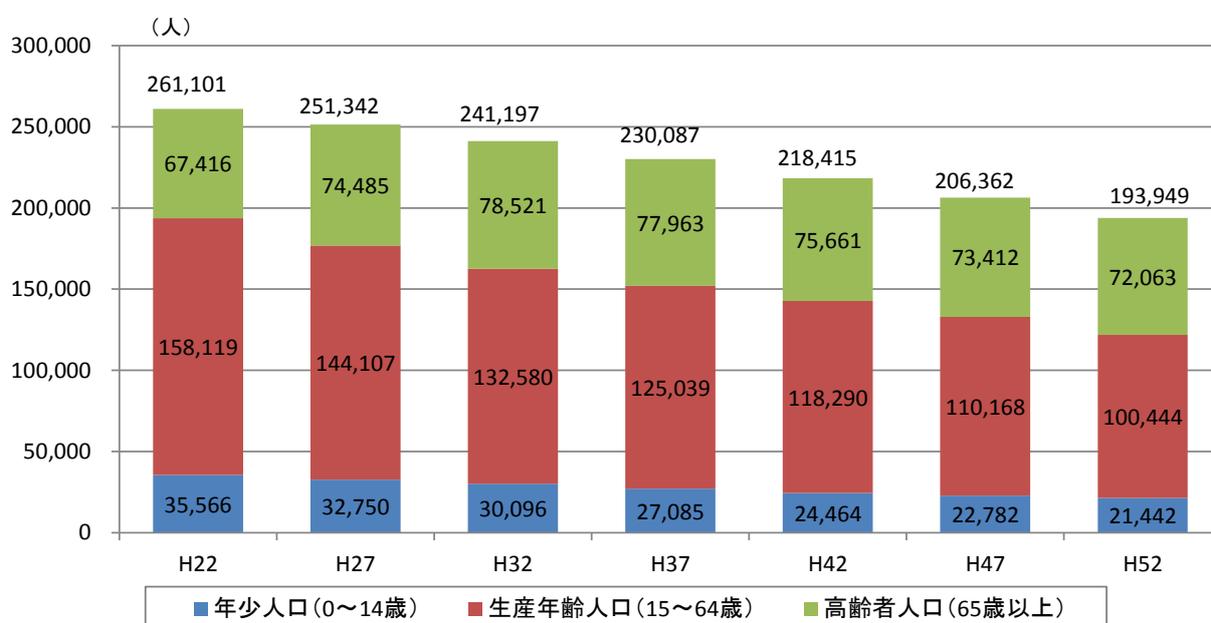
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

2-1. 人口減少・少子高齢化の進行

本市においては、人口減少及び少子高齢化が進行し、将来人口推計ではこの流れが更に加速されることが予測され、公共施設等の建設時と比べ人口及びその年齢構成が大幅に変化していくことが想定されます。人口減により、市税などによる自主財源の歳入減や、公共施設等については、余剰となる施設が現在よりも多くなることが想定されます。

一方で高齢者増に伴い、社会保障に関わる歳出増、公共施設については、高齢者を対象とした用途のニーズが増えることが想定されます。

図表 市人口の推計



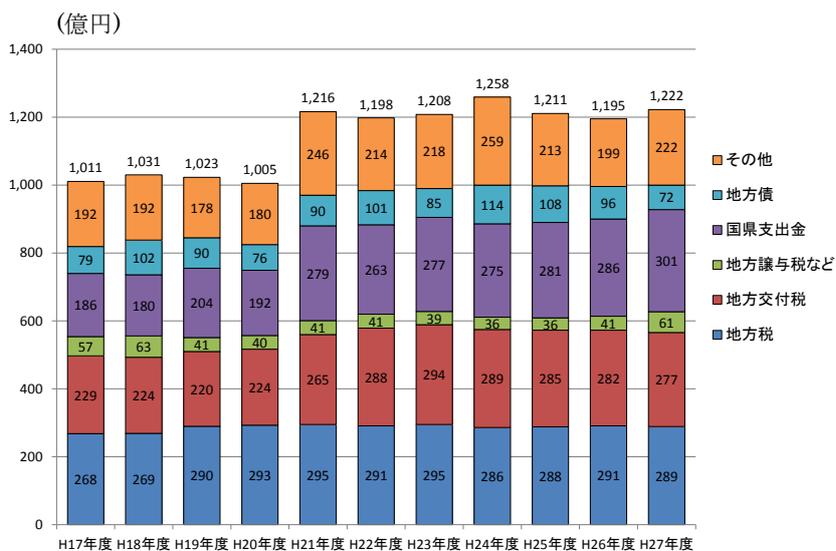
	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
年齢別割合(0~14歳:%)	13.6	13.0	12.5	11.8	11.2	11.0	11.1
年齢別割合(15~64歳:%)	60.6	57.3	55.0	54.3	54.2	53.4	51.8
年齢別割合(65歳以上:%)	25.8	29.6	32.6	33.9	34.6	35.6	37.2

出典：国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

2-2. 厳しい財政状況

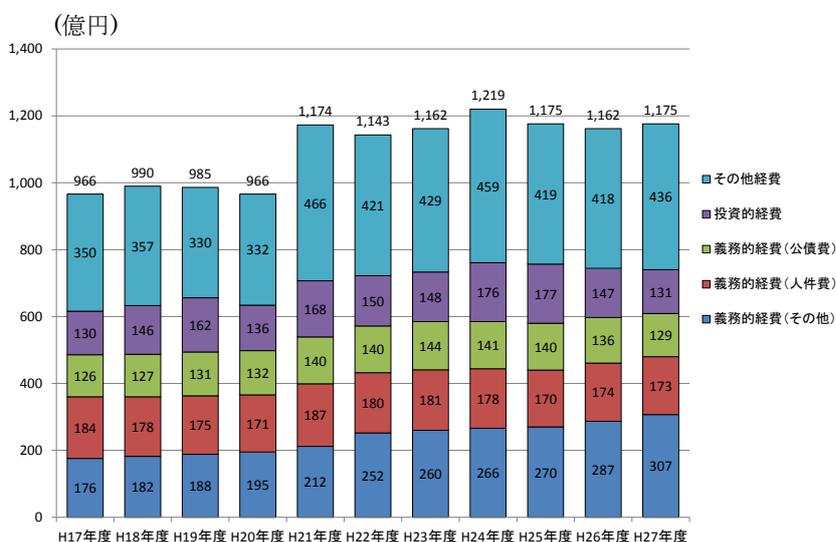
近年の歳入の状況を見ると総額としては、6町との合併によって増加の傾向にあるものの、市税の総額は平成19年度以降ほぼ横ばいに推移しており、総額の増分は地方交付税や国県支出金に委ねられています。今後は人口が減少することを踏まえると、依存財源に一層頼らねばならない状況になると考えられ、厳しい財政状況となることが予想されます。

図表 歳入の推移



一方、歳出の推移を見ると、義務的経費が年々増加傾向にあります。公債費・人件費以外の義務的経費は主に社会保障に関わる経費であり、今後も高齢者増となることを踏まえると、一層増加していくことが予想されます。公共施設等の整備は投資的経費に含まれますが、歳入の減少及び義務的経費の増加により、投資的経費の財源は一層厳しくなることが想定されます。

図表 歳出の推移

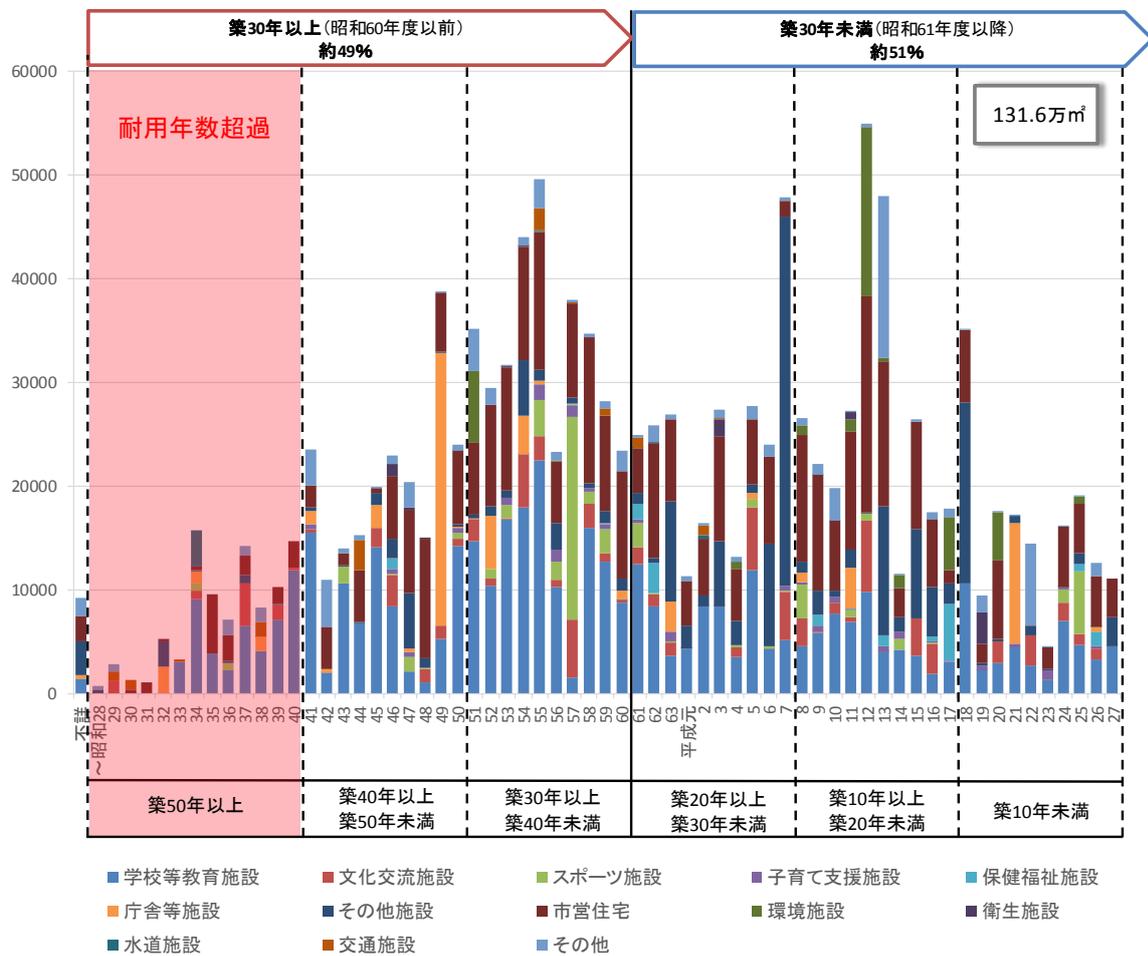


2-3. 公共施設の現状

2-3-1. これまでの整備状況

本市における公共施設面積の約49%は、建築後30年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。これらの施設は、今後一斉に更新時期を迎えることになり、多額の更新費用が必要になることが想定されます。

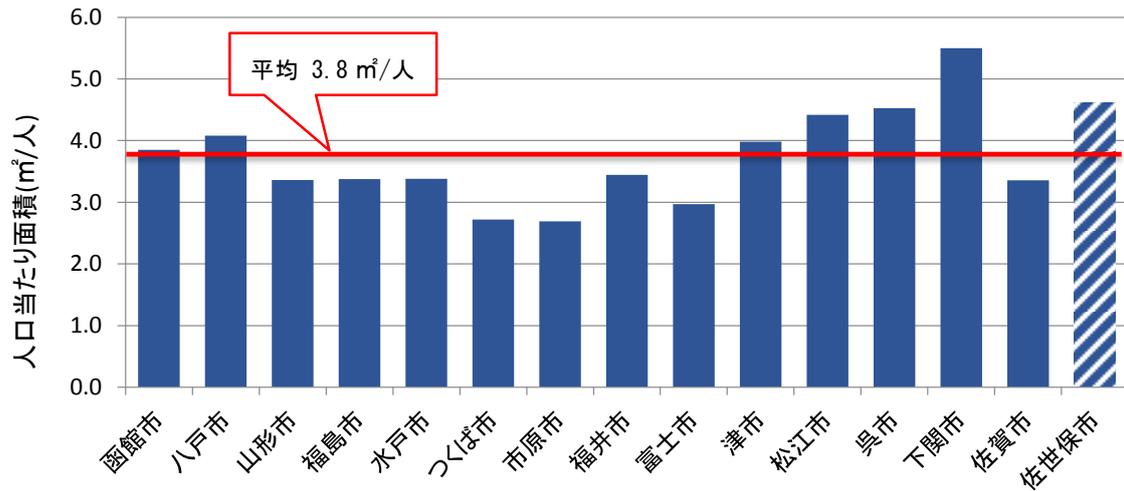
図表 築年別整備状況（平成28年3月末日時点）



2-3-2.類似自治体との保有量比較

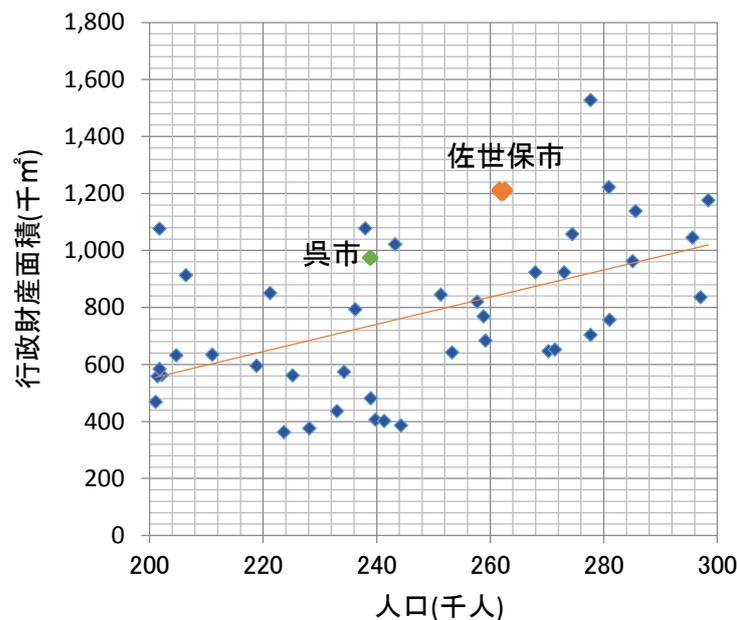
本市と類似した人口規模を持つ自治体との公共施設の保有量比較では、本市における人口あたり延床面積は 4.6 m²/人と、比較対象の中でも 2 番目に高い値となっています。類似自治体の平均 3.8 m²/人、さらに全国平均は 3.3 m²/人であることを踏まえると、本市の公共施設保有量は相対的に多い状況となっています。

図表 類似自治体の保有量比較（人口あたり延床面積）



出典：公共施設状況調・住民基本台帳人口により作成（平成 26 年度）

図表 人口と行政財産面積の比較



出典：公共施設状況調・住民基本台帳人口により作成（平成 26 年度）

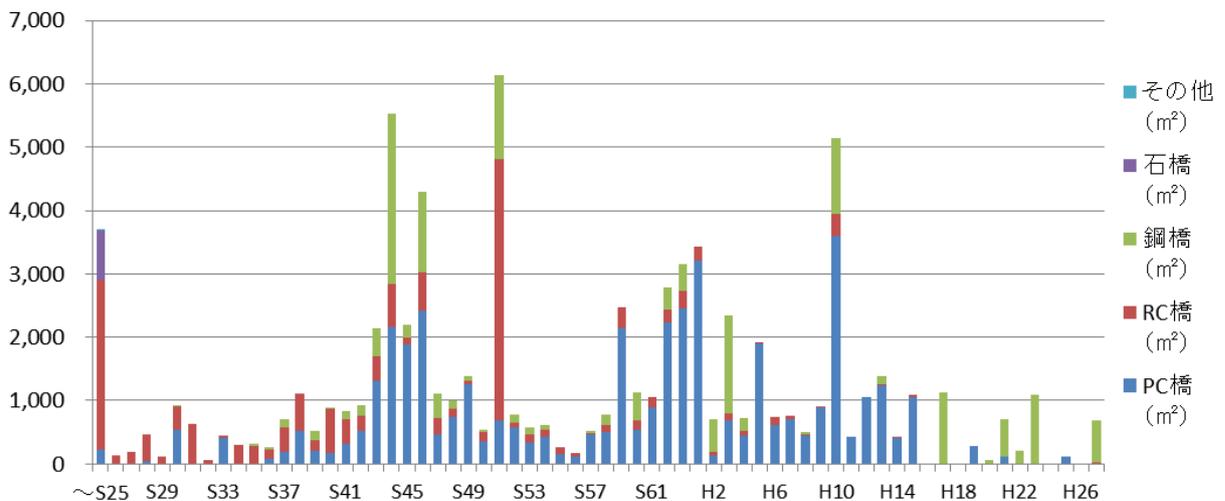
2-4. インフラの現状

2-4-1. 道路（市道）

本市は、約 1,779 km の市道を管理しています。特に幹線市道においては、交通量も多く劣化が想定されるため、優先度を高めて修繕・更新を実施する必要があります。

また、橋りょうについては、1,096 橋を管理しています。整備年別に見ると、昭和 40 年代以降の整備量が多くなっており、これらの橋梁は今後、修繕・更新が必要となることが想定されます。この他にも、トンネル 8 か所を管理しています。

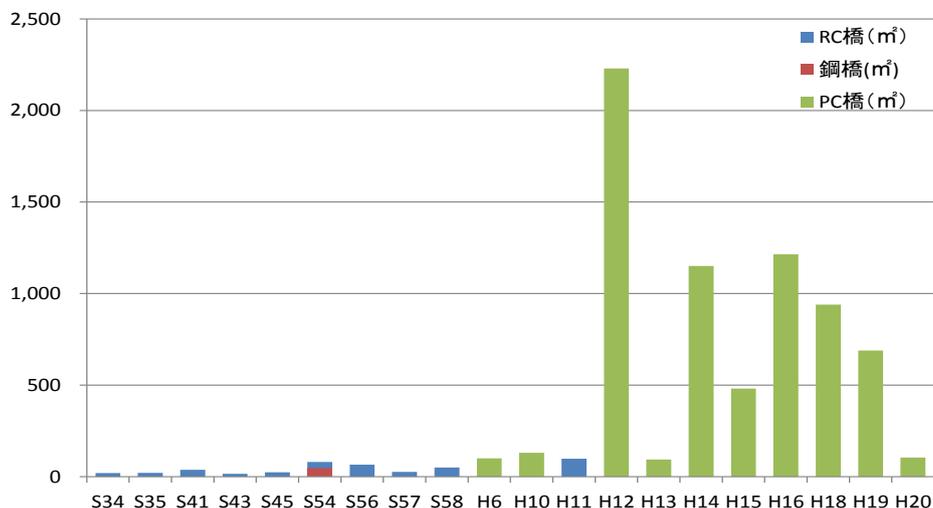
図表 年度別整備量（橋りょう）



2-4-2. 道路（農道・林道）

農道・林道は約 195 km、橋りょう 30 橋、トンネル 1 か所を管理しています。橋りょうは、比較的新しいものが多いですが、老朽化が進んでいるものもあり、定期的な修繕・更新が必要です。

図表 年度別整備量（橋りょう）



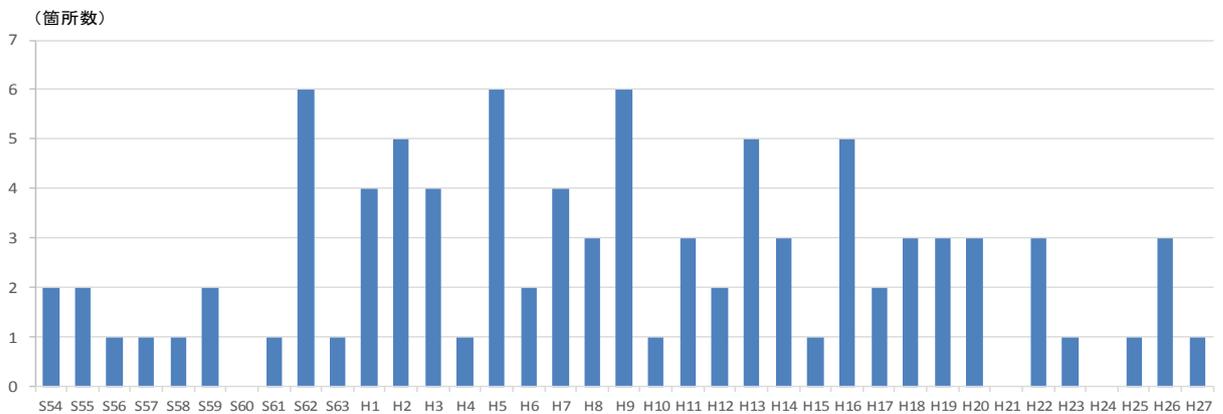
2-4-3.河川

本市では、準用河川 18.1 km、普通河川 450.1km、都市下水路 3.4 km、公共下水道雨水渠 28.7 kmを管理しています。河川等の護岸については、計画的な予防保全の対象とは捉えられておりませんが、不具合がある場合にはただちに対策を講じる必要があります。

2-4-4.砂防

本市では、急傾斜地崩壊対策施設として 92 か所を管理しています。定期的に保全を行う性格の施設ではありませんが、不具合や損傷の度合を監視し、適切な保全を実施することが必要な施設です。

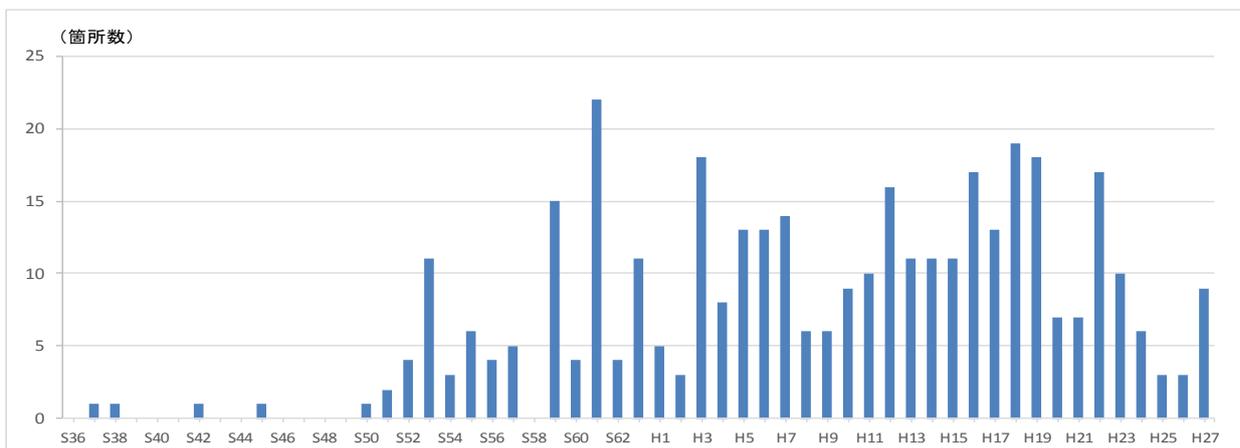
図表 年度別整備量



2-4-5.公園

本市が管理する公園の総数は、都市公園(及び都市公園に準ずる公園)は 405 か所、自然公園は 19 か所となっています。都市公園については整備から 20 年以上経過した公園が全体の約 40%にのぼり、今後、公園施設の修繕や更新が必要です。

図表 年度別整備量

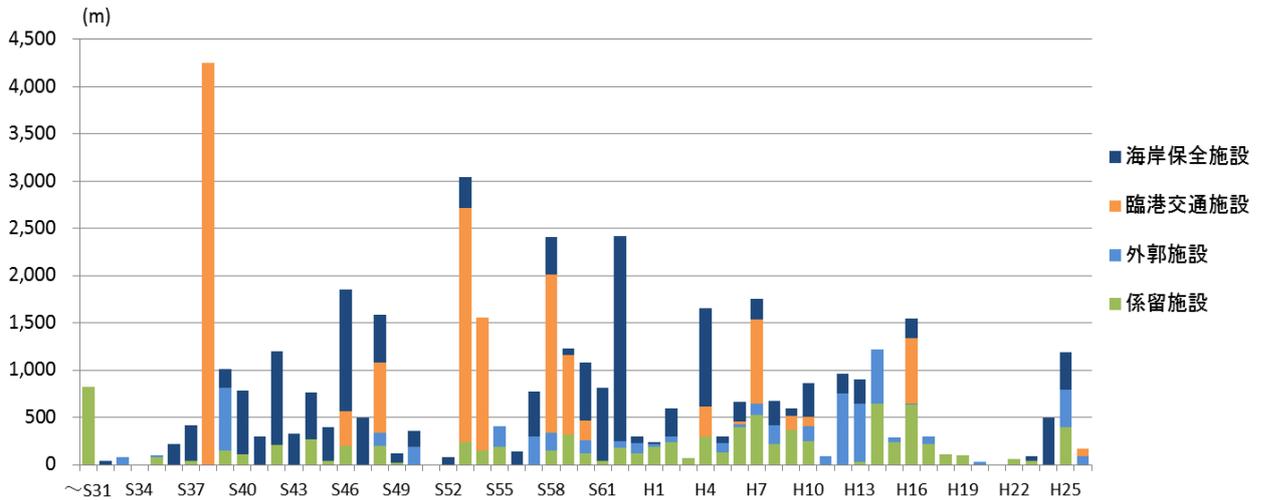


2-4-6.港湾

本市では、係留施設 10,489m、外郭施設 14,866m、臨港交通施設 14,220m、海岸保全施設 36,148m を管理しています。

整備後 50 年を超えるものもあり、老朽化の進むものについては優先度を設定し、順次修繕・更新を実施していくことが必要です。

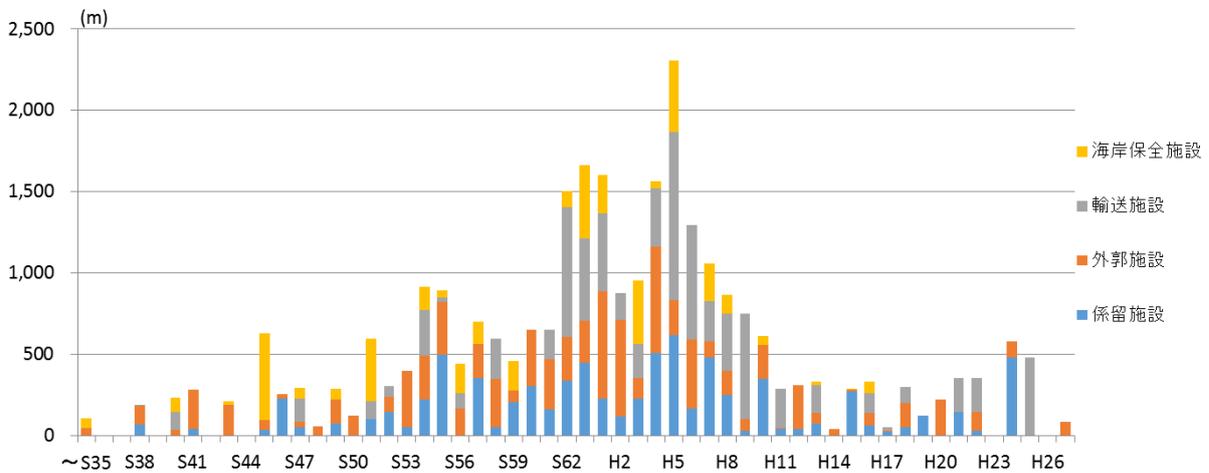
図表 年度別整備量



2-4-7.漁港

本市では、係留施設 8,035m、外郭施設 13,302m、輸送施設（道路）8,942m、海岸保全施設 8,399m を管理しています。整備が集中しているのは、昭和の終わりから平成初頭にかけてと比較的最近のものが多くなっていますが、整備後 50 年以上経過しているものもあります。老朽化の進むものについては優先度を設定し、順次修繕・更新を実施することが必要です。

図表 年度別整備量

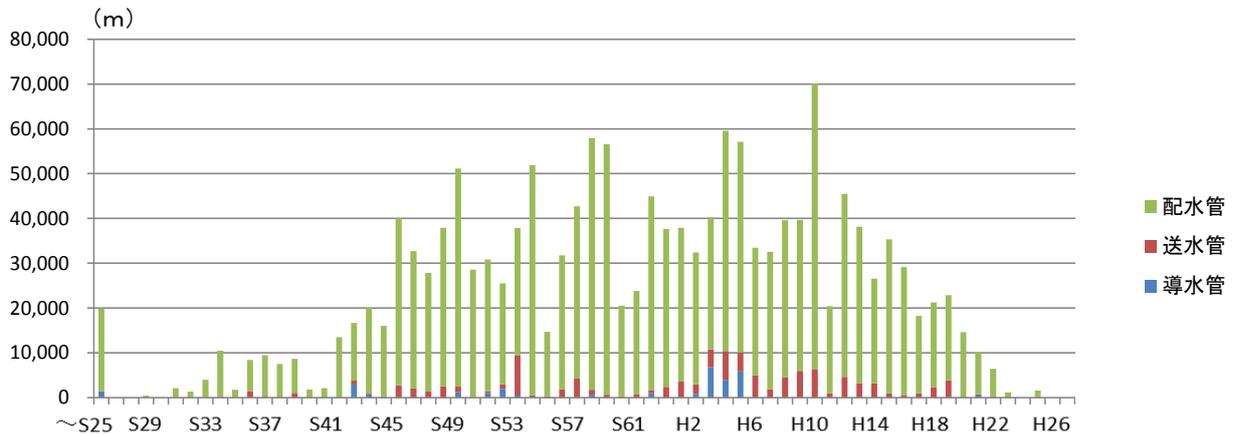


2-4-8.水道

本市では、管路約 1,500 km、浄水場 9 か所、配水池 168 か所、ポンプ所 125 か所を管理しています。

管路については、布設後 40 年以上を経過した管路もあり、老朽化が想定されます。順次更新を実施することが必要です。

図表 年度別整備量(管路)

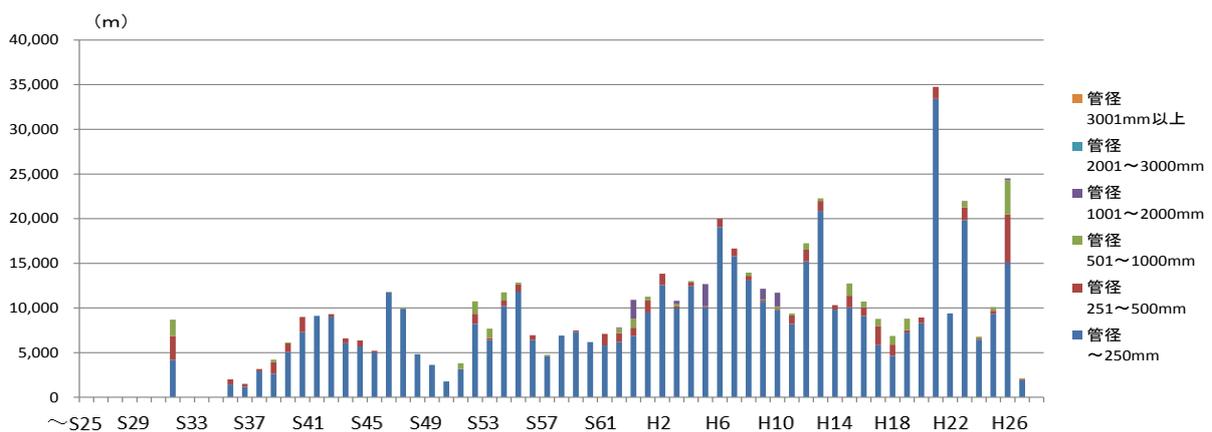


2-4-9.下水道

本市では、汚水管路約 618 km、下水処理場 4 か所、汚水ポンプ場 9 か所、雨水ポンプ場 2 か所を管理しています。

汚水管路については、布設後 50 年以上を経過した管路もあり、老朽化が想定されます。順次更新を実施していくことが必要です。

図表 年度別整備量(汚水管路)



2-4-10.その他施設

本市では、漁業集落排水の処理場 2 か所を管理しています。

いずれも平成以降に整備されたインフラであり、比較的新しい施設・設備で構成されていますが、計画的な保全を実施し、長寿命化を実現していくことが必要です。

2-5. 将来更新費用の試算

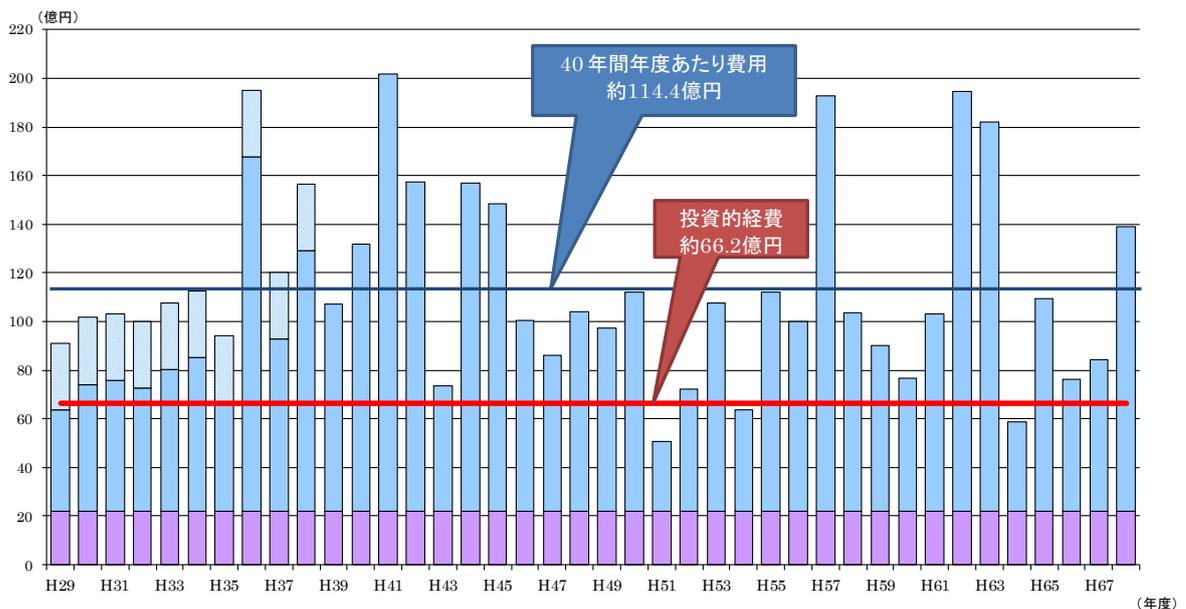
公共施設については、市が保有する施設全てを対象に、インフラについては、施設の種類の多岐に渡ることから、数量が多いもの、計画的に保全していくことが望ましいと考えられるものなどを対象に減価償却資産の耐用年数等に関する省令等を基に更新年数を設定し、どの程度の費用が発生することが想定されるのか試算しました。

2-5-1. 公共施設

一定の条件（建築後 50 年で改築を行うと仮定した場合）において、今後のコスト試算をした結果、公共施設の建替等にかかる費用は、将来 40 年間に於いて、年度あたりの平均費用は約 114.4 億円となり、過去 5 年間の公共施設にかかる投資的経費約 66.2 億円を大きく上回るようになります。

今後、財政状況がますます厳しくなることが予想されることから、既存の施設を現状のまま維持することは困難な状況になると想定されます。

図表 将来更新費用試算（公共施設）



※改築単価は総務省公共施設等更新費用試算ソフトに記載されたものを準用して試算しています。

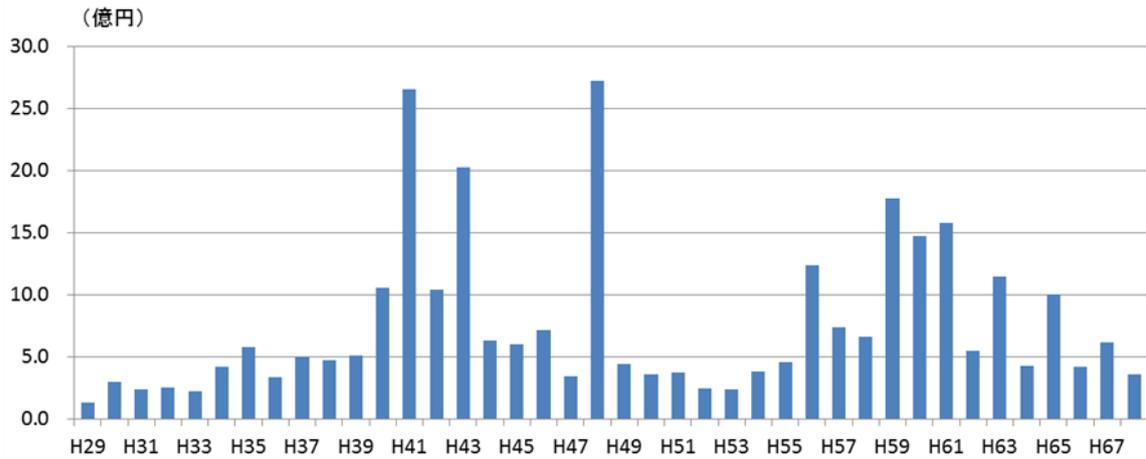
※この将来更新費用試算の費用は、個々の施設の現状をもとに算出したものではなく、一定の条件設定のもと試算したものです。

2-5-2.道路（市道）

市道については、想定される費用として大半の割合を占める舗装に係る更新費用を試算しています。15年で更新を行うと仮定した場合、年度あたりの平均費用は約31.7億円となります。

また、橋りょうについては、60年で更新を行うと仮定して試算しています。将来40年間において、年度あたりの平均費用は約7.6億円となります。

図表 将来更新費用試算（橋りょう）



<総務省公共施設等更新費用試算ソフトによる試算>

※架設年が不明の橋梁については、不明となっている橋梁の面積に、建設単価を乗じ、更新設定年数である60年で除することにより、各年度に積み上げる形で試算しています。

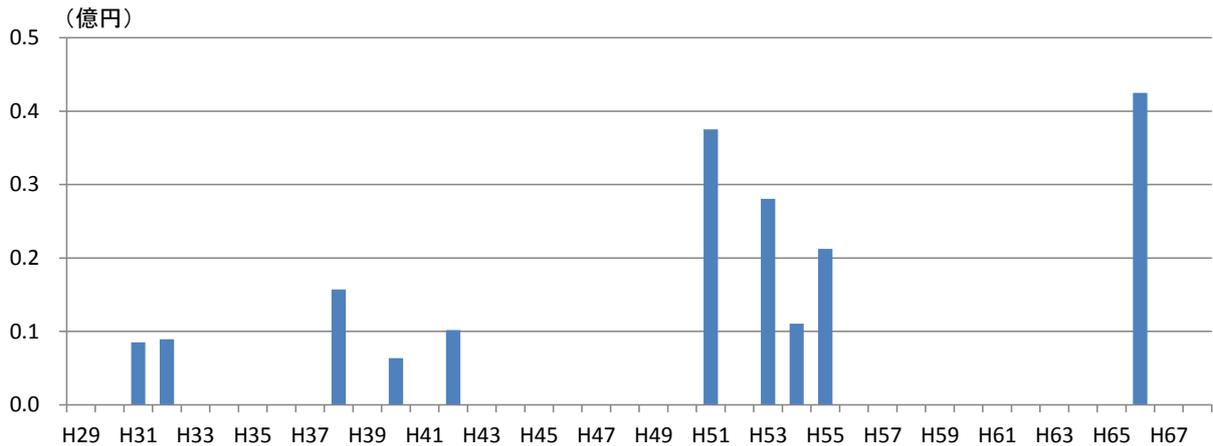
2-5-3.道路（農道・林道）

農道・林道については、想定される費用として大半を占める舗装に係る更新費用を試算しています。15年で更新を行うと仮定した場合、年度あたりの平均費用は約3.1億円となります。

また、橋りょうについては、60年で更新を行うと仮定して試算しています。

将来40年間において、年度あたりの平均費用は約0.1億円となります。

図表 将来更新費用試算（橋りょう）



<総務省公共施設等更新費用試算ソフトによる試算>

2-5-4.河川

河川の改修については、これまでの整備実績をもとに、費用を試算しています。年度あたりの平均費用は約6.4億円となります。

2-5-5.砂防

急傾斜地崩壊対策施設については、これまでの整備実績に基づき、費用を試算しています。年度あたりの平均費用は約1.0億円となります。

2-5-6.公園

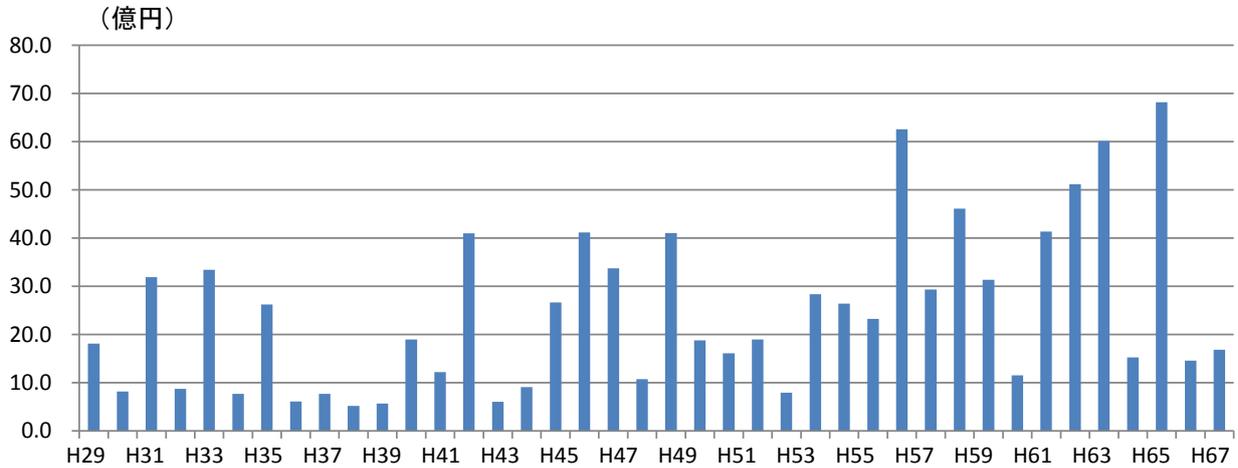
公園については、本市が管理する都市公園の面積、及び各公園に整備される標準的な設備として舗装部、遊具、フェンスの数量を想定し、それぞれ15年、20年、15年で更新を行うと仮定した場合の費用を試算しています。

その結果、将来40年間における年度あたりの平均費用は、舗装部約0.5億円、遊具約1.8億円、フェンス約0.7億円となり、合計約3.0億円となります。

2-5-7.港湾

港湾施設については、50年で更新を行うと仮定した場合の費用を試算しています。将来40年間において、年度あたりの平均費用は約24.7億円となります。

図表 将来更新費用試算



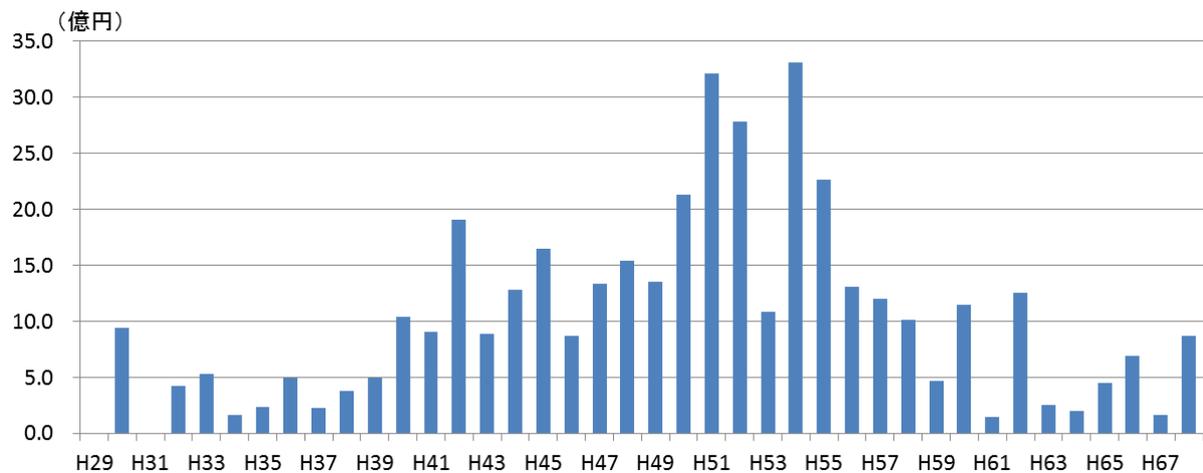
※海岸保全施設については、概ね50年経過した構造物を「老朽化した」構造物と捉えており、更新設定年数を50年と設定

(出典：海岸保全施設維持管理マニュアル,国土交通省)

2-5-8.漁港

漁港施設については、50年で更新を行うと仮定した場合の費用を試算しています。将来40年間において、年度あたりの平均費用は約10.1億円となります。

図表 将来更新費用試算



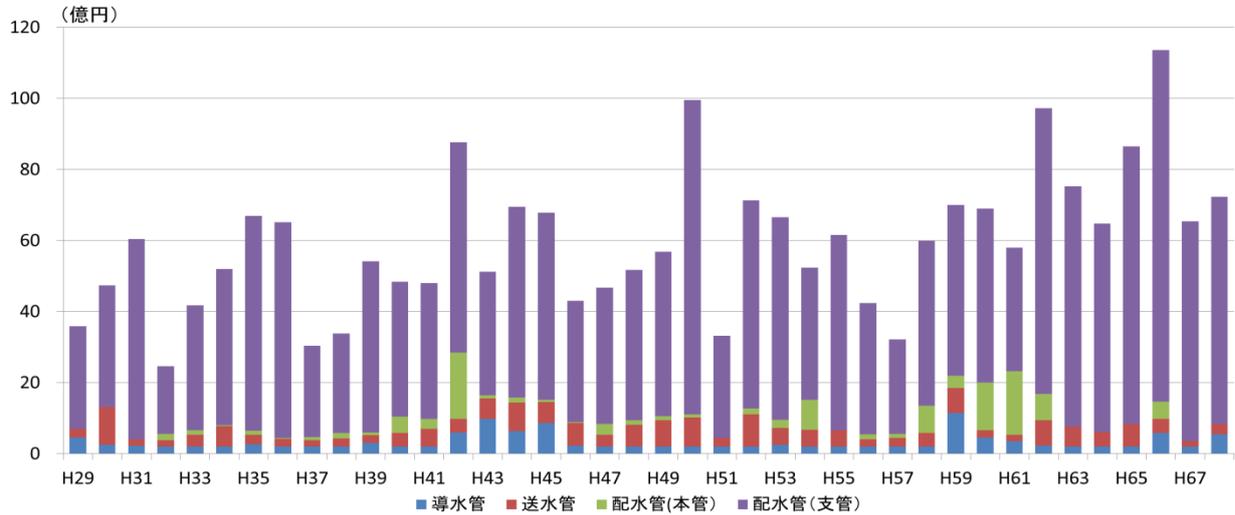
※海岸保全施設については、概ね50年経過した構造物を「老朽化した」構造物と捉えており、更新設定年数を50年と設定

(出典：海岸保全施設維持管理マニュアル,国土交通省)

2-5-9.水道

水道については、管路を試算対象とし、40年で更新を行うと仮定した場合の費用を試算しています。将来40年間において、年度あたりの平均費用は約59.3億円となります。

図表 将来更新費用試算（管路）

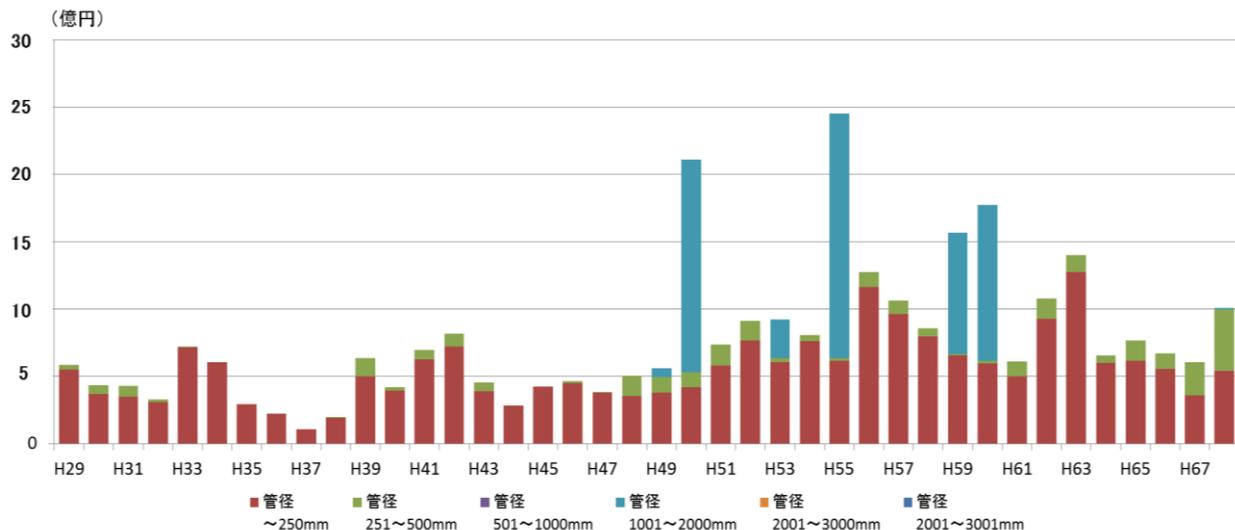


<総務省公共施設等更新費用試算ソフトによる試算>

2-5-10.下水道

下水道については、汚水管路を試算対象とし、50年で更新を行うと仮定した場合の費用を試算しています。将来40年間において、年度あたりの平均費用は約7.7億円となります。

図表 将来更新費用試算（汚水管路）

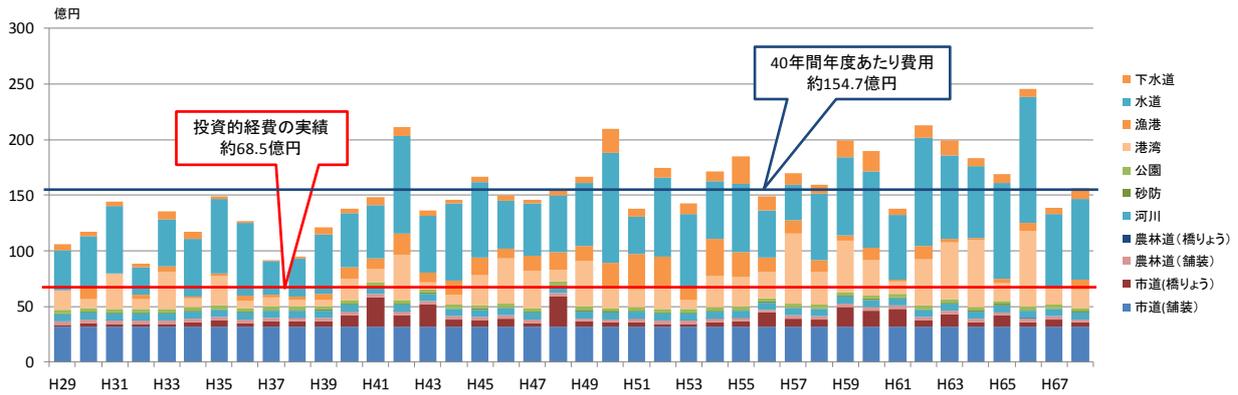


<総務省公共施設等更新費用試算ソフトによる試算>

2-5-11.総括

以上のインフラの試算対象についてまとめると、一定の条件設定のもと、今後のコスト試算をした結果、将来40年間において、年度あたりの平均費用は約154.7億円となり、過去5年間のインフラにかかる投資的経費約68.5億円を大きく上回るようになります。

図表 将来更新費用試算（インフラ合計）



※この将来更新費用試算（インフラ合計）については、インフラ種別ごとの主な施設を対象として将来更新費用の試算を行ったものを合計したもので、本市が管理している全てのインフラを対象として、将来更新費用の試算を行ったものではありません。

※この将来更新費用試算の費用は、個々の施設の現状をもとに算出したものではなく、一定の条件設定のもと試算したものです。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

3-1. 本市における課題認識

本市は平成以降の合併を経験し、複数の旧市町を元に構成された自治体であり、それぞれの旧自治体ごとに機能の重複する公共施設を多く抱えています。結果として、人口1人あたりの延べ床面積は約4.6㎡/人と、全国平均である3.3㎡/人を大きく上回る状況にあります。また、多くの施設は高度経済成長期以降に整備されており、学校や公民館をはじめ、近い将来更新が必要となる老朽化の進む施設を多く抱えています。

インフラについては、本市の特徴的な地形や市域面積が広いことなどから、インフラの保有量が多く、多額の更新費用が必要となることが想定されます。

一方で、市の人口は既に減少が続いており、平成52年頃には20万人程度となり、少子高齢化が一層進むと予測されています。このような状況の中で財政状況は一層厳しくなり、ますます公共施設やインフラへ割り当てられる予算も厳しくなることが予想される状況です。

限りある財源を効果的に投資できる体制・取組みを整え推進していくことが重要です。

3-2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の現状と課題に対応するためには、本市の身の丈にあった施設運営を行っていくことが求められます。そこで公共施設等の管理に関する基本的な考え方を以下のように整理します。

3-2-1. 公共施設

(1) 情報の一元化・共有化

計画的な保全による長寿命化、及び総量縮減に向けた検討を行うためには、継続的な実態把握と情報の一元管理が必要です。

計画保全のもと長寿命化を実現するために必要となる、諸元や整備年度、老朽度や不具合状況、過去の修繕履歴といった施設情報、利用量や運営コストに関する情報を収集し、情報の一元化・共有化を図ります。

(2) 長寿命化に向けた基本的考え方

① 点検・診断等の実施方針

公共施設については、定期的な点検を実施し、必要に応じて診断等を行うとともに、国土交通省が定める点検等にかかる基準に基づき、点検・診断等を実施します。

また、日常使用している中で発生している劣化や不具合に関する情報を収集します。

点検・診断等を通じて得られた情報を収集し、今後の老朽化対策に活用していきます。

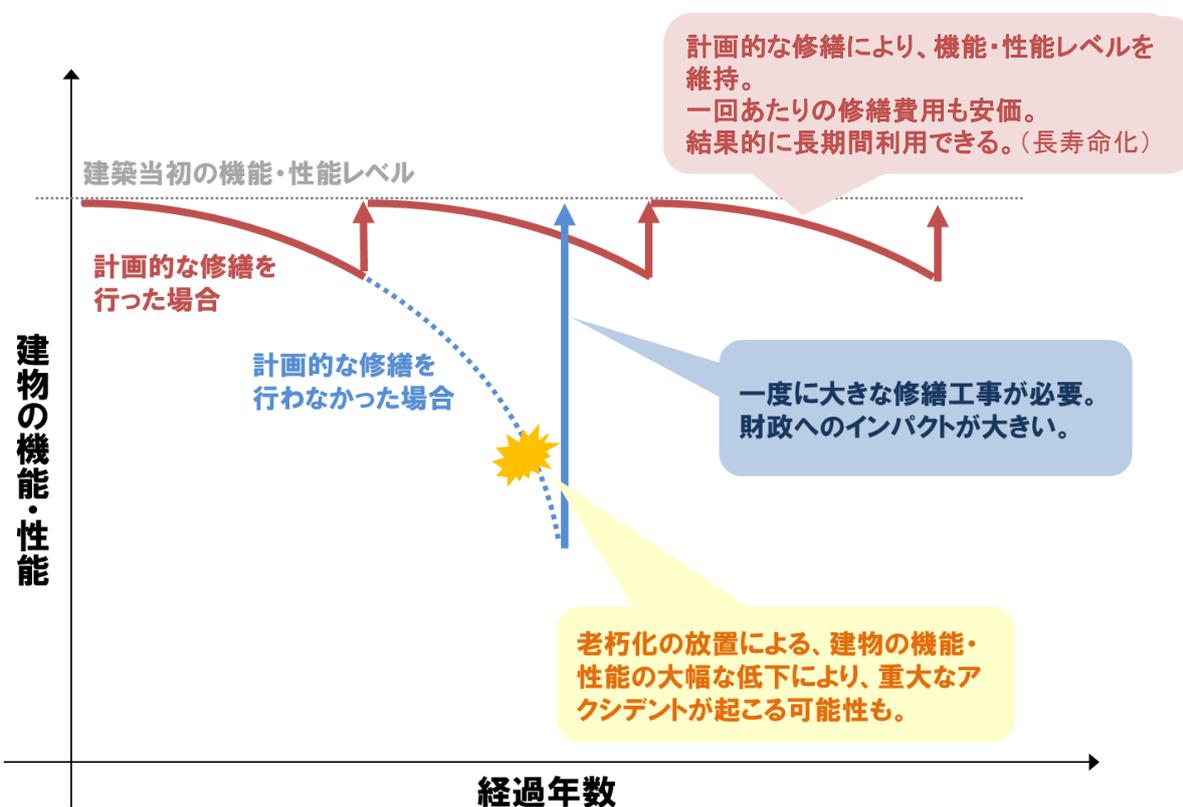
② 長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等の実施方針

点検・診断等の結果に基づき、維持管理、修繕等を行うとともに、改修を計画的・予防的に行うことにより、劣化の進行を遅らせ、公共施設の機能低下を長期間抑えます。

そのために、保全計画など維持管理等に関する計画（個別計画）を策定し、計画的な予防保全による施設の長寿命化を図り、施設の安全性の確保とともにライフサイクルコストの縮減と維持管理・更新費用の平準化を図ります。

予防保全に基づく計画保全の必要性

建築物は躯体（柱・梁など）と、躯体を囲む内外装・設備に区分されますが、内外装・設備は躯体より耐用年数が短く、耐用年数を迎えると建物機能の低下をきたします。内外装・設備においては、それぞれの部位の劣化状態を適切に把握し、老朽化による破損や機能低下が予見されるときは早めに改修を行うこと、公共施設の機能に重大な影響を及ぼす部位は、あらかじめ定められた年数で改修を行うことを積み重ねることで、施設の耐用年数を機能低下なく延伸させることを目指します。その結果、突発的に起こる過大な改修費用を抑えることができます。



③ 安全確保の実施方針

点検・診断等において、危険性が判断された場合、施設等の利用停止、緊急的な修繕等を行い、利用者の安全確保に努めます。

④ 耐震化の実施方針

本市では、佐世保市市有建築物耐震化実施計画などにより、公共施設の耐震化を計画的に行ってきており、今後も継続して実施します。

(3) 総量抑制に向けた基本的考え方

① 公共施設における削減目標の設定

本市の将来人口は、減少することが予測されており、厳しい財政状況、さらには人口1人あたりの施設保有面積が他自治体よりも多い水準となっている状況等を踏まえると、総量縮減は必須であると捉えられます。

そこで、公共施設適正配置・保全基本計画対象施設の施設総量（延床面積）を20年間で15%以上縮減することを目標として設定します。

公共施設適正配置・保全基本計画の対象外となる施設については、個別計画において方向性を定めることとし、施設総量の縮減を図ります。

総量縮減については、次世代へ過大な負担を残さず、今後とも市民に必要とされる行政サービスや施設を維持していくことができるようにとの考えのもと進めていくものです。

② 施設の統合・再編の実施方針

施設の統合・再編等により、本市の保有する施設の総量を延べ床面積ベースで縮減し、維持管理費等を含めたコスト縮減を図ります。

統合、再編にあたっては、施設を利用する市民の利便性や事情を考慮し、事務の効率性などを踏まえて実施します。

統合・再編の検討を進めるにあたっては、「市民とともに考える」を基本とし、市民との対話の機会を設け、情報の公開を行います。

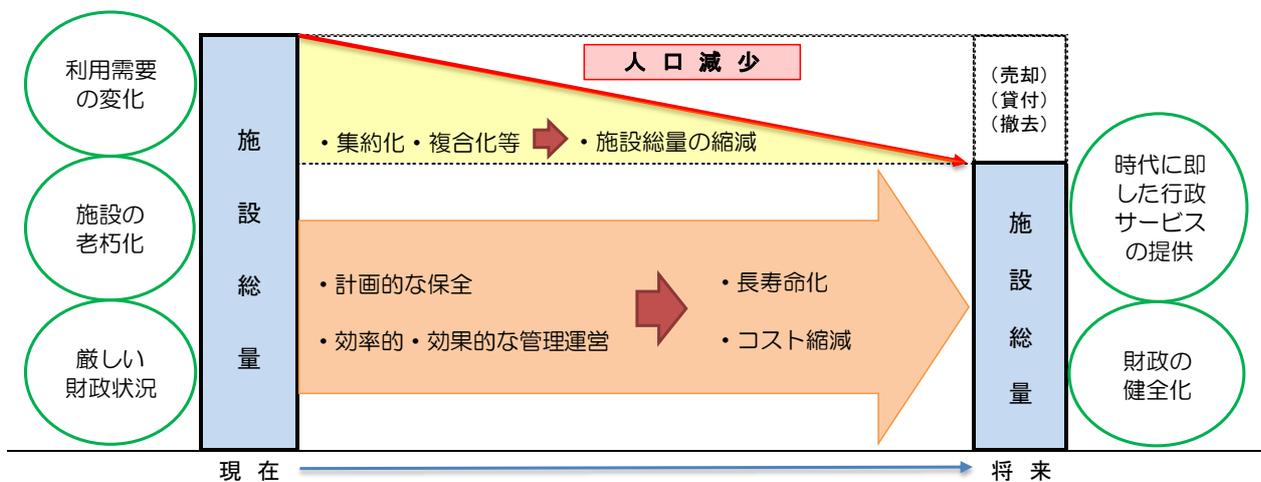
「施設・機能」における集約化・複合化

施設については、行政サービスの「機能」に着目し、行政サービスの質の低下を最小限に抑えるよう機能の集約化・複合化を推進することで、総量縮減に取り組みます。

また、新たな需要への対応から、新規整備等が必要となることも想定されますが、利用需要に合っていない老朽化した施設など機能の集約化・複合化を進める中で、利用需要に合った施設へと見直しを図りながら、市全体として総量縮減に取り組みます。

集約化	同一、又は類似した利用用途（機能）を有する複数の施設を、一つの施設にまとめる（機能を集約する）ことです。
複合化 （多機能化）	利用用途（機能）が異なる複数の施設を、一つの施設にまとめる（機能を独立した形で併設する）ことです。

図表 施設総量の縮減等のイメージ



(4) 遊休資産の活用

施設の統合や再編により、遊休資産が生まれた場合には、今後の行政需要の有無を精査し、需要がないと判断できる場合には売却や貸付を積極的に推進し、財政の健全化を図ります。

3-2-2.インフラ

(1) 情報の一元化・共有化

インフラについては、各施設管理者が施設毎にその特性に応じて維持管理等を行っており、整備年度や老朽度、不具合状況、修繕履歴等に関する施設情報は各施設管理者が施設毎にデータベース化することが計画的に長寿命化等を実現していく上で効率的であり、各施設管理者において施設毎の情報を管理します。

一方で、インフラの維持管理・更新等において、隣接等インフラ相互に影響する場合などは、効率的及び計画的な保全による長寿命化やトータルコストの縮減等を図る上で関係するインフラの状況把握等が必要であり、相互に影響等するインフラについては、長寿命化等に関連する情報の共有化を図ります。

(2) 長寿命化に向けた基本的考え方

長期的な視点のもと、点検・診断、対策の実施、状態や対策履歴等の情報の記録等を行うメンテナンスサイクルを構築し、長寿命化によるトータルコストの縮減と維持管理・更新費用の平準化を行っていきます。

① 点検・診断等の実施方針

インフラについては、各インフラの利用状況、設置された自然環境等に応じ、老朽化等の状況は施設毎に異なります。

インフラ長寿命化計画（行動計画）など国土交通省や関係省庁から示される技術基準等に準拠しつつ、インフラの特性等を考慮した上でインフラの老朽度や不具合状況等を施設毎に把握するため定期的な点検・診断等を実施します。

点検・診断等については、現状把握や今後の維持管理・修繕等に必要な情報を収集します。

② 長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等の実施方針

点検・診断等の結果に基づき、維持管理、修繕等を計画的・予防的に行うことにより、施設の劣化の進行を遅らせ、インフラの機能低下を長期間抑えることで、施設の長寿命化を図り、施設の安全性の確保とともにトータルコストの縮減と維持管理・更新費用の平準化を図ります。

インフラの種別によっては、事後保全型の管理を行う施設もあり、施設毎の特性に応じた適切な維持管理を行います。

また、今後実施していく修繕や更新履歴等に関するデータを整理し、点検・診断等のデータと共に今後の老朽化対策に活用します。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等において、危険性が判断された場合、通行止めや利用停止、緊急的な修繕等を行い、利用者の安全確保に努めます。

④ 耐震化の実施方針

インフラについては、佐世保市地域防災計画を踏まえ、耐震化が必要な施設の計画的かつ効率的な維持管理等に努めます。

(3) 総量抑制に向けた基本的考え方

① インフラにおける総量抑制

インフラについては、社会生活や社会経済産業等の基盤であり、都市・地域づくりの根幹をなすもので、その性質上、市民の生活や安全を支える施設として欠くことのできない重要な施設であり、長寿命化等を図りながら賢く使うことが必要です。

一方で、人口減少等や厳しい財政状況など社会状況の変化をとらえると、計画的な保全による長寿命化等を基本としながら、施設の優先性等の検討とあわせて、個々の施設の修繕、更新、代替・廃止など管理の方向性を幅広く検討することも必要です。

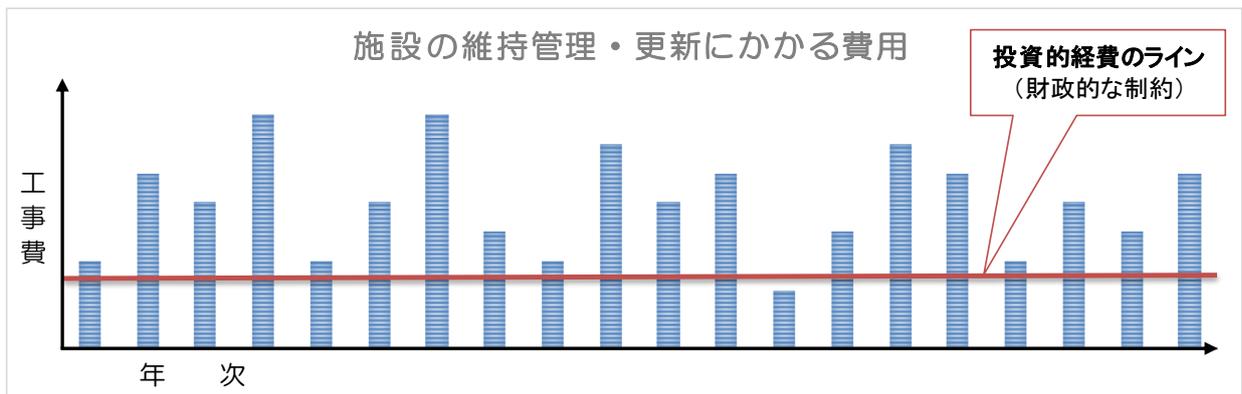
② コストの縮減と投資費用の平準化に向けた実施方針

長期的な視点のもと、インフラ種別ごとに長寿命化計画を策定し、計画的な保全

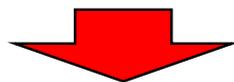
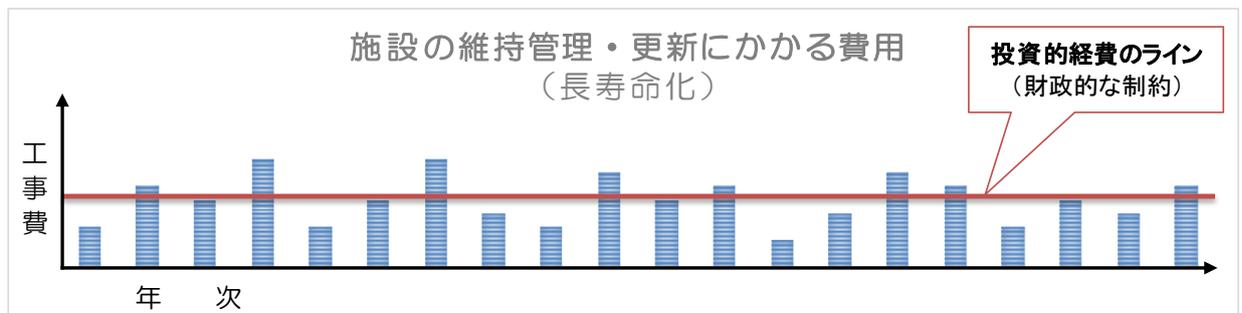
による施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減と点検・診断等の結果や修繕履歴をもとに修繕・更新等の優先度を設定し、維持管理・更新投資費用の平準化を図ります。

新規のインフラについては、維持管理・更新等を含めてインフラ種別ごとに投資の優先性を考慮した中で方向性を定めることとします。

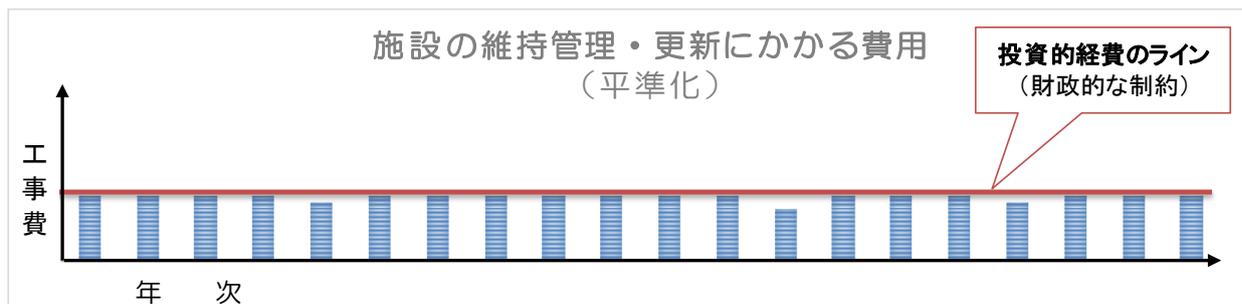
財政負担の軽減と平準化のイメージ



長寿命化による
コストの縮減



優先順位付けによる
費用の平準化



3-3. 民間活力の活用

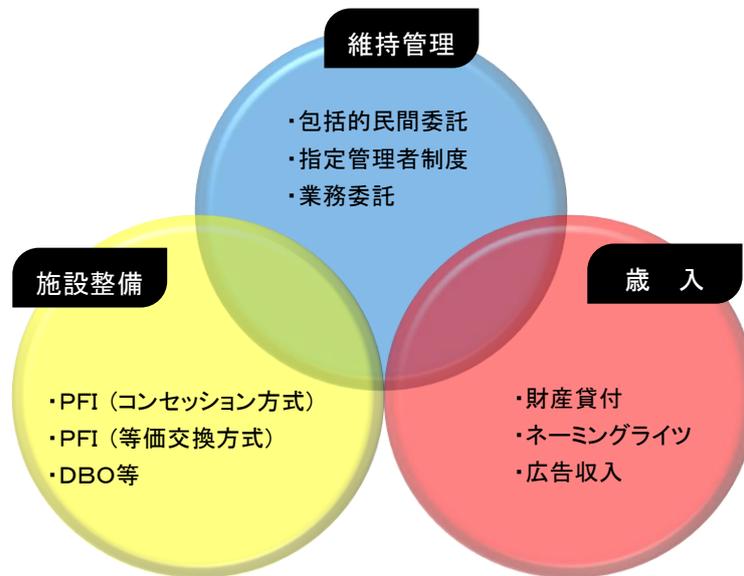
3-3-1. PPP/PFIの推進

民間活力の活用の可能性が考えられる施設については、コスト縮減の観点から、民間活力の活用について検討を行います。

公共性と収益性が共に高く、民間活力の活用への適用性があると考えられる施設については、PFI等のPPPの検討を行います。

また、公共が実施するより民間が実施した方が、より安価で質の高いサービスを提供できると考えられる施設については、包括委託や指定管理者制度、民間施設の活用など、民間活力の導入を検討します。

施設整備、施設の維持管理、新たな歳入の創出の観点から、主な民間活力の活用手法について整理すると、以下のとおり分類されます。



主な民間活力の活用（PPP：公民連携）手法

手 法	特 徴
P F I	基本的には、民間事業者が、施設の設計、建設、資金調達、維持管理・運営を行う手法です。官民が連携して資金負担をするケースや一般利用者から支払われる施設利用料により、民間事業者が投資を回収するケースなど、官民の役割分担や投資回収方法の違いによって様々なパターンがあります。
土地建物活用 (DBO等)	官が資金調達し、民間事業者が施設の設計・建設・運営を一括して行う手法です。民のノウハウ活用により、建設・運営コストの縮減が期待されます。
長期・包括委託	施設の運営維持管理等の業務において、複数業務を包括・長期委託を行うことにより、運営維持管理コストの縮減を図るものです。
指定管理者制度	施設の包括委託に加え、利用料金の收受、使用許可権限の行使等も民間事業者(指定管理者)に付与する手法です。

3-3-2.長寿命化対策に有効な技術の活用

低コストを実現するため、民間事業者の先進技術を積極的に活用します。
また、設備の更新にあたっては、省エネルギー化等の実現を併せて推進します。

3-4. 国・県・他市町との連携

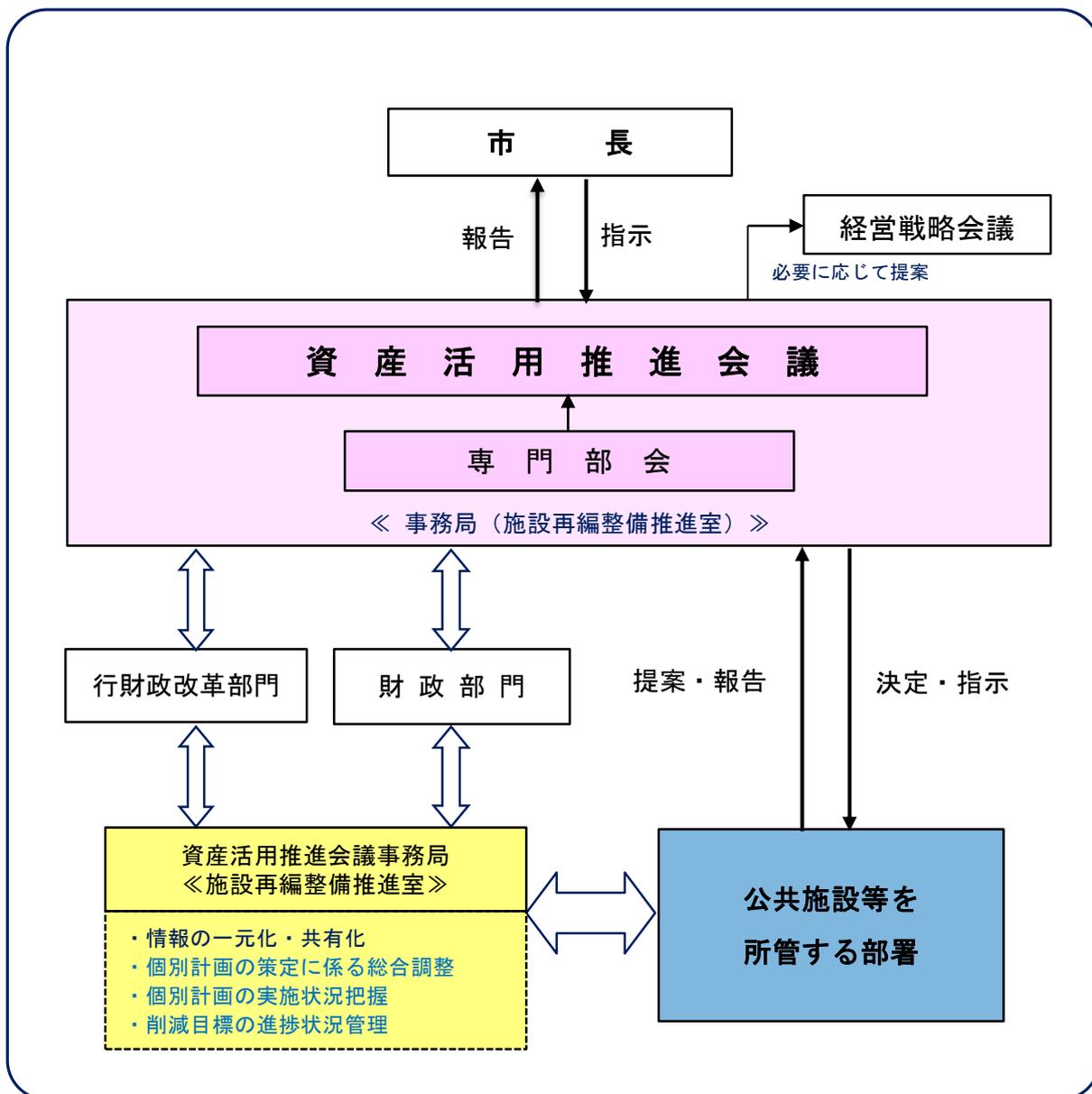
国の技術的支援や国・県・他市町の施設管理者との情報共有や課題解決のために連携し、効果的で効率的な維持管理や長寿命化対策を推進します。

3-5. 継続的かつ全庁的な取組みを遂行していくための推進体制

3-5-1. 推進体制

総量縮減、長寿命化の実現にあたっては、資産活用推進会議を基本として全庁的な体制のもと取り組んでいきます。

図表 推進体制



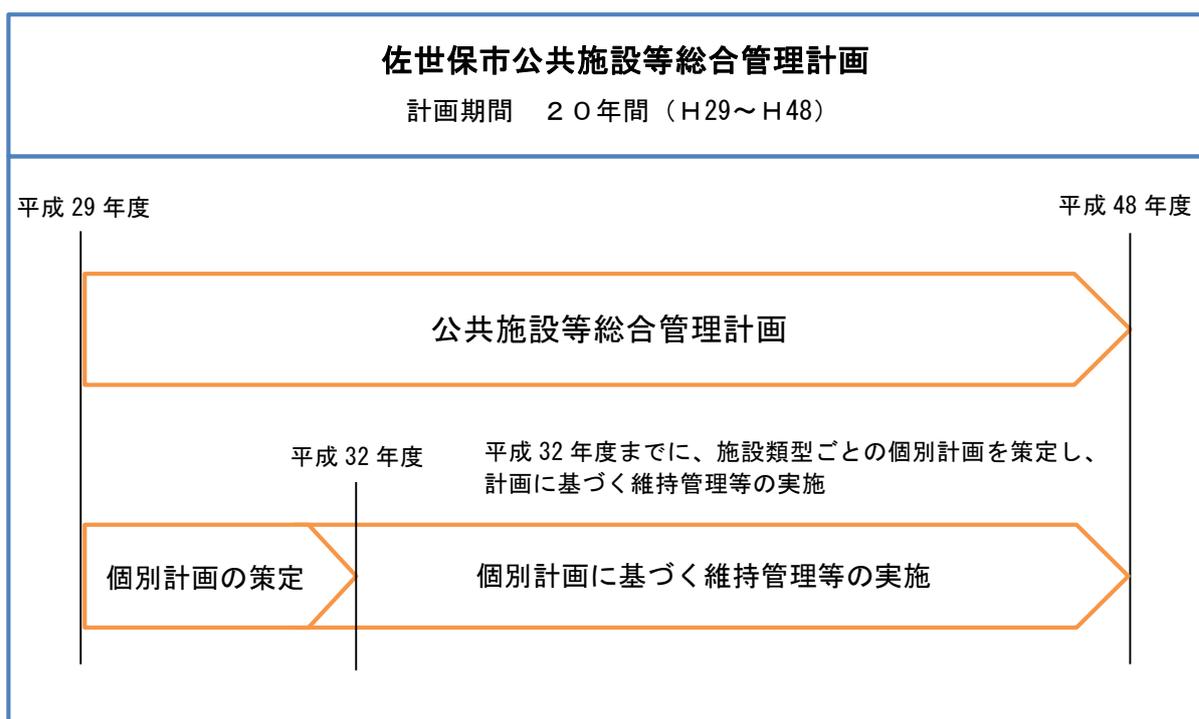
3-5-2.計画推進に向けた取組み

(1) 個別計画の策定

個別計画の策定については、本計画の考え方を踏まえ、平成 32 年度までに、施設類型ごとに個別計画を策定することとします。

既に策定済みの施設類型ごとの長寿命化計画等については、個別施設計画として位置付け、計画改定の際に、本計画の考え方を反映させていくものとします。

図表 個別計画の策定



(2) マネジメントの推進

公共施設については、老朽度や不具合状況、過去の修繕履歴といった情報、利用量や運営コストに関する情報等を収集し、施設情報の一元化を図り、施設の集約化・複合化などの施設再編や長寿命化などの施設保全に取り組むこととしています。

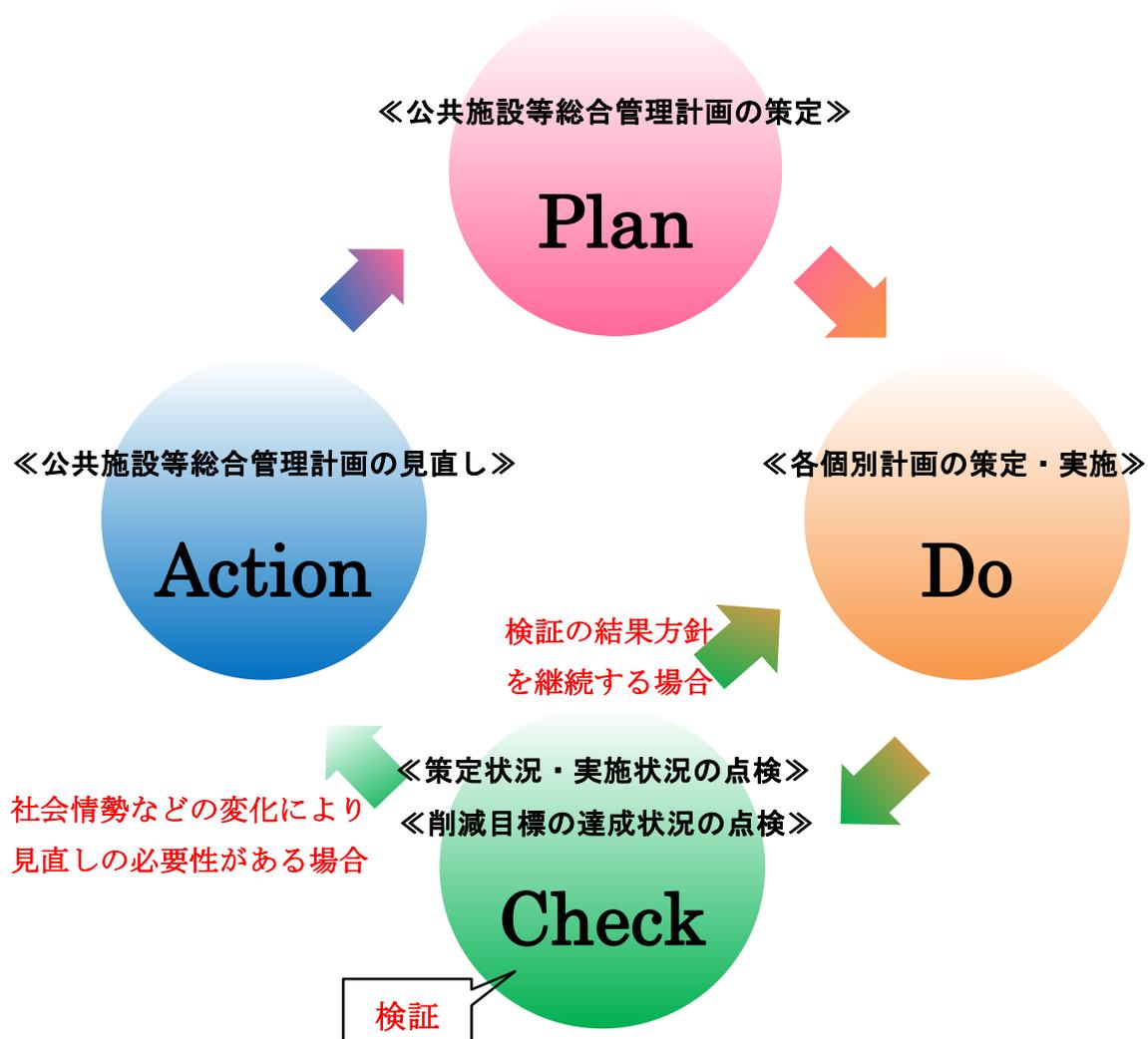
今後は、遊休資産の活用などを含めた総合的なマネジメントへの展開を推進します。

3-5-3.フォローアップ

本計画策定後、5年毎に検証を行い、必要に応じて計画を見直します。また、社会情勢の変化、本市総合計画や都市計画マスタープランとの整合など必要がある場合は、適宜見直しを行うものとします。

各個別計画の策定や改定状況、実施状況、及び本計画の削減目標（延床面積）の達成状況について、点検を行っていきます。

図表 公共施設等総合管理計画の検証に向けたマネジメントサイクルのイメージ



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、施設類型ごとに管理の方向性を整理します。

詳細は下位計画に位置づける公共施設適正配置・保全基本計画や個別計画においてその方針を定めます。

4-1. 公共施設（公共施設適正配置・保全基本計画対象施設）

公共施設適正配置・保全基本計画の対象施設について、今後も維持していくと判断された施設は、公共施設適正配置・保全基本計画の考え方にに基づき、計画保全のもと長寿命化を実現していきます。

4-1-1. 学校等教育施設

主な対象施設
小学校、中学校
今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">➤ 教育環境の維持向上、児童生徒の安全性確保、災害時の避難拠点機能確保のため、計画的な保全を行い、コスト縮減や改修、建替えサイクルの平準化を図ります。➤ 通学区域審議会答申との整合を図り、適正な教育環境の確保という観点から、学校統廃合等について、市民の意見も踏まえながら継続的に検討を進めます。➤ 将来の人口動態を見据え適正な規模とするために、他用途への転用見込みがない場合には、建替えの際に減築を行います。➤ 学校体育館等の有効利用を推進します。

4-1-2. 文化交流施設

主な対象施設
公民館、図書館・図書室、博物館・資料館、文化ホール
今後の方向性、
<ul style="list-style-type: none">➤ 公民館については、生涯学習・地域活動の拠点、災害時の避難施設として適切な保全を行い、機能の維持と長寿命化を図ります。また、整備や改修の際には、地域の拠点施設として、集約化・複合化を推進します。➤ 資料館については、地域の歴史や風俗を現代に伝える貴重な資料も一部に見られることから、これに見合う機能としては維持していく必要があります。しかしながら、利用者が少ない施設もあることから、更なる利用者増を図るうえでの利便性や管理運営における効率性の観点から、近隣施設との複合化を進めます。➤ その他の用途については、機能の維持と長寿命化を図ります。

4-1-3.スポーツ施設

主な対象施設
陸上競技場、野球場、体育館、プール
今後の方向性
<p>➤ 施設総量及び維持管理費の縮減を推進するため、類似機能の集約化に伴う廃止のほか、地域で活動する競技団体や自治会等への運営委託、施設の譲渡など幅広く検討を行います。</p> <p>【競技施設】</p> <p>➤ 全市的な視点のもと施設の必要性を検証し、今後の方向性を定めていきます。</p> <p>➤ 当面は、保全基本計画に基づき適切な維持管理を行います。</p> <p>【地域施設】</p> <p>➤ 利用状況から設置地域の利用に限定される施設と市域全体の利用を考慮すべき施設の仕分けを行い、それぞれの視点で配置の偏在や機能重複の有無、稼働率等を精査したうえで、将来にわたる施設のあり方について検討を行います。</p> <p>➤ 検討にあたっては、他の公共施設との相互利用等を考慮します。</p>

4-1-4.子育て支援施設

主な対象施設
保育所、幼稚園、児童センター、児童クラブ
今後の方向性
<p>➤ 安全性確保のため、適切な保全を行います。</p> <p>➤ 保育所、幼稚園については、保育を取り巻く環境を見極めながら、直営又は民間移譲等の将来の方向性を含め適正配置等の検討を行います。</p> <p>➤ 児童センターについては、「新させぼっ子未来プラン」に基づき、機能としての必要性やそのあり方について、平成31年度までに決定します。</p> <p>➤ 児童クラブについては、改修などの継続的な保全により、機能を維持しつつも、近接する小学校校舎の余裕スペース等を活用した複合化や民間施設の利活用について検討します。</p>

4-1-5.保健福祉施設

主な対象施設
高齢者福祉施設、障がい者福祉施設
今後の方向性
➤ 各施設の設置目的や施策としての有効性・効率性の観点から、機能としてのあり方を十分に検証したうえで、直営又は民間移譲等の将来の方向性を検討する必要があります。そのうえで、民間への代替が利かず、行政がサービスを担う必要があると判断される機能については今後も維持していくこととし、老朽化が進む施設については移転・複合化、若しくは長寿命化などの保全を検討します。

4-1-6.庁舎等施設

主な対象施設
市役所、支所・行政センター
今後の方向性
➤ 市役所は、行政機能・サービスの中核施設であり、また災害対策本部設置施設でもあることから、安全性の確保と機能の維持向上のため、計画的な保全を行います。 ➤ 支所・行政センターについては、各地域における身近な行政サービスの拠点としての機能は現状維持することとし、適切な保全を行い、整備や改修の際には、集約化・複合化を推進します。

4-1-7.その他施設（公共施設適正配置・保全基本計画対象施設）

今後の方向性
➤ 本来の目的と現状機能に乖離が生じているものなどについては、設置目的どおりに施設が機能している否か検証し、役目を終えたと判断できる施設は廃止します。 ➤ 今後も維持すべきと判断される施設については、計画的な保全のもと長寿命化を図ります。

4-2. 公共施設（個別計画対象施設）

4-2-1. 市営住宅

主な対象施設
市営住宅
現状と課題
<ul style="list-style-type: none">▶ 市営住宅は 90 住宅 510 棟 5,566 戸を管理しており、その内訳は公営 463 棟 5,078 戸、改良 21 棟 287 戸、単独 18 棟 122 戸、特公賃 9 棟 79 戸となっています。（H25 年度長寿命化計画策定時点） 応募倍率は旧市平均 7.88 倍に対して旧町平均 0.49 倍と倍率が 1.0 を切っており空き部屋の増加が問題になっています。また、住宅の多くは昭和 40 年代後半に大量供給されており、現在そのストックが同時に更新時期を迎えています。▶ 現在は平成 25 年度策定の佐世保市営住宅長寿命化計画に基づいて修繕等を行っていますが、旧町の建替方針を変更したため、今後内容の変更が必要です。▶ また、国が民間借上げ公営住宅について補助を行う方針を打ち出しており、その対応も必要となっています。
今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">▶ 現長寿命化計画（H25 策定）を、旧町の建替方針の変更（鉄筋コンクリート造から木造）や平成 27 年度国勢調査の結果などを反映した計画に改定します。▶ 維持管理、修繕等は公営住宅等長寿命化計画策定指針のストック活用手法フローに基づいて行います。▶ 民間活力の可能性が考えられる場合は、PPP・PFI の導入を検討します。▶ 国や県の動向を注視しながら民間借上げ公営住宅への家賃補助について検討を行います。

4-2-2.環境施設

主な対象施設
一般廃棄物処理施設（焼却等施設、し尿処理施設）
現状と課題
<ul style="list-style-type: none">▶ 一般廃棄物（ごみ、し尿）の適正処理は、本市の責務であり、安定的な一般廃棄物の処理を行うために、長期的な視点に立った計画的な施設整備と運営が必要です。▶ それぞれの施設における安定的な施設運営と同時に、施設の老朽化や運営経費の縮減に対応することが求められています。▶ 経営戦略会議（H28.7）において、一般廃棄物処理施設の整備・運営方針に係る将来計画について一定の方向性を示していますが、具体的な事業進捗については、今後取り組みが必要です。
今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">▶ 老朽化が進む施設については、施設ごとの運営管理だけでは対応が困難であることから、計画的な基幹改修を行い施設の長寿命化を図りつつ、さらに長期的な取り組みとして施設統合の検討を行います。▶ 施設の運営管理においては、包括的な管理運営委託など、積極的な民間活力導入を図り、最小のコストで最大の効果を得ることを目指します。▶ 施設の安定的な運営を第一の命題としながらも、より効率的なごみ処理方法を検討し、本市にとってより適切な手法を選択するほか、今後のごみ排出量の変動に対応した適切な規模の施設整備を行うことにより、総体的なコスト縮減を図ります。

4-2-3.衛生施設

主な対象施設
火葬場・斎場
現状と課題
<ul style="list-style-type: none">➤ 現在は、3か所の火葬場を管理しています。➤ 火葬炉の主要機器は、耐用年数がそれぞれ異なるため、建物とは別に改修計画を立てる必要があります。➤ 今後、老年人口の増加に伴い、需要が増加していくことが想定される中で、建築後25年を経過している施設もあります。また、火葬炉機器等の老朽化も進んでいることから施設の改修が必要となっています。
今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">➤ 各施設における定期点検に加え、更に日常点検を実施します。軽微な異状から早期発見しメンテナンスを行うことで、安全性の確保と長寿命化を図り、計画的な保全による改修を進めていきます。

4-2-4.その他施設（個別計画対象施設）

今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">➤ 今後も維持すべきと判断される施設は、適切な保全と長寿命化を図っていきます。➤ 総量縮減にあたっては、用途ごとの需要を的確に把握し、必要に応じ規模縮小や集約化・複合化等を検討していきます。

4-3. インフラ

4-3-1. 道路（市道）

主な対象施設
道路（約 1,779 km）、橋りょう（1,096 橋）、トンネル（8 か所）
現状と課題
<ul style="list-style-type: none">▶ 生活道路整備に対する市民ニーズが高く、また、合併による市域の広域化に伴い、地域によって異なる道路課題に適応した道路整備の必要性が高まる一方で、緊縮財政のもと、真に必要な道路を計画的かつ効率的に整備する必要があります。▶ 既存の市道延長は約 1,779km と長く、その中には、高度経済成長期に建設された橋梁をはじめとした道路施設が多く存在し、老朽化が急速に進行しています。このようなことから、道路を常時良好な状態に維持するとともに、修繕工事等の老朽化対策の基礎とすることを目的とした道路法の改正に伴い、橋梁やトンネルの点検基準が法定化されています。また、法定外公共物の里道等を構成する橋梁のうち、跨線橋（2 橋）及び高速道路等緊急輸送道路上空に架かる跨道橋（7 橋）についても、道路法に準拠し、点検を実施する必要があります。▶ 舗装及び側溝等についても老朽化が進行しており、管理瑕疵による事故等が毎年数件発生していますが、道路パトロール等による損傷箇所の早期発見や軽微な補修等の緊急対応に努めているものの抜本的な対策の実施までには至っていないのが現状です。▶ 橋梁、トンネル、舗装、道路附属物、擁壁等の道路施設の老朽化対策には、莫大な費用がかかり、限られた予算の中での対応に苦慮しているのが現状です。
今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">▶ 新規の道路整備や改良については、限られた予算の中で計画的かつ効率的な推進を図るため、地域ごとに整備候補箇所を抽出し、その中から概ね 5 ヶ年で優先的に実施する箇所を絞り込み「道路整備プログラム」として取りまとめ、実施していく計画です。▶ 道路施設等の老朽化対策については、点検→診断→措置→記録といった「メンテナンスサイクル」を構築し、点検結果に基づき、必要な維持補修の計画的な実施に努めることによりトータルコストの縮減や費用の平準化を目指します。▶ 橋梁については、平成 27 年度に策定した長寿命化修繕計画等に基づき、法定化された定期点検を年次的に実施し、その結果を修繕工事に繋げていく計画です。この橋梁長寿命化修繕計画の基本的な考え方としては、損傷が激しく緊急または早急な対応が必要な橋梁について今後 10 年程度を目処に補修等の対策工事を実施し、市全体の橋梁の健全度を引き上げ、その後は、比較的軽微な損傷状態の段階で計画的に補修を行う「予防保全型」に移行することで長期的なコスト縮減を目指します。▶ 舗装については、軽微な補修等の緊急対応は従来通り実施するとともに、抜本的な補修工事としては、まず、道路パトロールにおいて判明した要早急対応箇所について、5 年程度を目途に路面性状調査等により適正な補修工法の選定を行い、計画的な工事を実施し、管理瑕疵の低減に努めていきます。

4-3-2.道路（農道・林道）

主な対象施設
道路（約 195 km）、橋りょう（30 橋）、トンネル（1 か所）
現状と課題
➤ 本市が管理する農道の延長は約 54km、林道の延長は約 141km あります。効率的な維持管理を行っていく必要があります。
今後の方向性
➤ 道路は、路面の状況等を的確に把握しながら、維持管理を行い、コストの縮減を図ります。 ➤ 橋りょうについては、点検を実施しながら、損傷を早期把握し、計画的に対応する予防的な維持管理を行うことで、安全性を確保するとともに長寿命化を図り、コストを縮減します。

4-3-3.河川

主な対象施設
準用河川（18.1 km）、普通河川（450.1 km）、都市下水路（3.4 km）、 公共下水道雨水渠（28.7 km）
現状と課題
➤ 普通河川は、河川法の適用を受ける、一級河川、二級河川、準用河川を除く法定外公共物の水路で河積 1m 以上を河川、1m 未満を水路として位置付けて管理を行っています。 ➤ 災害による損傷については早期の復旧に努めるとともに、地域住民からの要望等については、その緊急性や経済性を考慮し、予算の範囲内において順次実施しています。 ➤ 今後、護岸・河川附属物・ポンプ設備等の河川施設の老朽化に伴い、維持管理費用が増加し、将来において護岸改修や河川施設の更新が必要になります。 ➤ 民間開発等により建設された調整池の実態把握が必要です。
今後の方向性
➤ 未整備河川の改修及び維持補修については、現場調査をもとに、洪水や浸水被害などの水災害の程度並びに緊急性や経済性を考慮して、できる限り早めに実施します。 ➤ 河川附属物・ポンプ設備等の河川施設、調整池については、点検等を実施し、計画的な維持管理を行うことで長寿命化を図り、コストを縮減します。

4-3-4.砂防

主な対象施設
急傾斜地崩壊対策施設（92 か所）
現状と課題
<ul style="list-style-type: none">➤ 維持管理については、補修の必要が生じた際に地元から寄せられる対策要望により事後保全管理の手法で行っています。➤ 本市は急傾斜地が多い地形で、現在でも急傾斜地崩壊対策事業の要望が多い状況であるうえ、平成 26 年 8 月に発生した広島県での土砂災害や県による土砂法の指定が進捗することにより市民の関心が高まっていることから、今後も要望が増えると思われるので対策事業費を継続的に確保する必要があります。
今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">➤ 継続的に対策事業費を確保するためには、既存施設の維持管理費用を抑えることが求められるので、予防保全による手法が実施できるように国や県の点検要領等に準じた点検・診断を行い、長寿命化の方針等の計画を策定します。

4-3-5.公園

主な対象施設
自然公園（19 か所）、都市公園等（405 か所）
現状と課題
<ul style="list-style-type: none">➤ 約 420 か所の公園のうち街区公園・近隣公園等の一部は、日常の維持管理を地元の町内会に委託するなど効率的な管理に努めていますが、維持管理費の負担が大きくなっています。➤ 公園施設の老朽化が急速に進んでいますが、補修・更新等の措置が財政面で行うことができず、緊急対応としての立入禁止、使用禁止の措置の状態にしておかなければならない状況があります。➤ 公園設置当時と家族構成、人口分布等の状況や、市民のニーズが変化していることから公園機能の見直しを図ることが必要となっています。➤ 自然公園、総合公園その他の大規模公園は、民地に隣接して山の斜面部等も公園の一部となっており、公園斜面の倒木に起因する賠償を伴う事故が発生しています。斜面部における安全対策を進めていく必要があります。
今後の方向性
<p>【自然公園】</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 九十九島の眺望確保や自然体験、自然散策等の拠点となる公園施設の維持管理について、市民及び観光客を意識した管理計画(展望台等)を策定し、一定の水準を確保していきます。➤ 施設整備範囲だけでなく、管理区域の山林部、斜面部等の危険箇所の管理に努め、安全対策工事を計画的に行います。 <p>【都市公園等】</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 公園の維持管理のトータルコストの低減化を図るため、施設再編計画や長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行います。➤ 施設集約や統廃合により公園の維持管理の効率化を図ります。➤ 利用実態に応じた公園機能の見直しを含めた公園施設の修繕や改修、更新、または廃止を行います。➤ 指定管理者制度等を拡充し、維持管理、運営の効率化を図ります。➤ 新たに設置される公園において、樹木や遊具の種類等、管理費を念頭に置いた施設の整備を行います。➤ 開発行為によって設置される公園においては、市民のニーズや維持管理の現実に合致した公園整備を行います。将来的には設置基準の緩和等の検討を行います。➤ 街区公園において、地域力に合わせ公園愛護会の加入促進を図り、また市民団体や地域団体等の市民活力の効果的な活用を図り、管理費の削減に向けてメリハリを付けた管理運営を行っていきます。➤ 施設整備範囲だけでなく、管理区域の山林部、斜面部等の危険箇所の管理に努め、安全対策工事を計画的に行います。

4-3-6.港湾

主な対象施設
港湾（係留施設 10,489m、外郭施設 14,866m、臨港交通施設 14,220m、 海岸保全施設 36,148m）
現状と課題
<ul style="list-style-type: none">➤ 港湾施設の多くは、旧軍財産として整備されたものや高度経済成長期に整備されたものであり、老朽化が急速に進行しています。こうした状況を受け、施設点検や個別施設の維持管理計画を策定し、予防保全型の維持管理へ向け取り組んでいるものの、限られた予算の中で十分な運用ができていない状況です。➤ 一方で、港湾法改正により、港湾施設の定期点検を5年以内ごとに実施することが義務づけられ、同様に、海岸保全施設についても、定期点検の実施を義務づける海岸法改正が行われたことから、今後、点検費用が増加することが見込まれます。➤ 近年においては、老朽化に起因した施設の破損や損傷により、大規模な修繕工事が必要となる案件も発生しており、港湾施設については、予防保全型の維持管理へ向けた取り組みの加速化が急務となっています。
今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">➤ 港湾施設の施設延長及び施設数については、現状で維持することを基本として、個別施設の維持管理計画の策定、更新を行います。➤ 港湾施設は、予防保全型の維持管理へ移行することとし、まず、これまで実施してきた施設点検結果に基づいて、老朽化が進行した施設の補修を進め、管理する施設全体の健全度を回復させる取り組みを推進します。➤ 継続的な定期点検の実施に努め、老朽化の進行状況を把握するとともに、利用状況等も勘案したうえで、整備の優先順位づけを行い、適時適切な維持補修、改修、更新を実施し、ライフサイクルコストの最小化と予算の平準化を図ります。➤ 新規施設整備を行う際は、供用後の維持管理費用を勘案した構造形式を採用し、トータルコストの削減に努めます。

4-3-7.漁港

主な対象施設
漁港（係留施設 8,035m、外郭施設 13,302m、輸送施設（道路） 8,942m、海岸保全施設 8,399m）
現状と課題
<ul style="list-style-type: none">➤ 本市が所管する漁港は16漁港を有しており、基本施設（外郭・係留・輸送・用地）及び背後集落を守るための海岸保全施設で成り立っています。16漁港のうち14漁港については、基本施設の整備が完了しており、古い施設は整備完了後、数十年が経過しています。➤ 漁港施設及び海岸保全施設は、コンクリート及び鋼構造物で構成されますが、近年、施設の老朽化とともに、更新が必要な施設が増加しています。既存施設の現況調査・機能診断を行い、維持管理計画を策定し、この計画による施設の長寿命化及び維持管理費用、更新費用の平準化を図る必要があります。
今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">➤ 点検・診断等の実施方針 老朽化の有無を確認する目視調査、また必要に応じ専門的な詳細調査を実施することにより施設の機能診断（評価）を行います。日々の日常点検、臨時点検に加え、5年に1回定期点検を実施し、変状の拡大や新たな老朽化箇所の把握を確認し、老朽化の予測や保全対策の検討を行います。➤ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 漁港施設の機能を維持し、安全な漁業活動を下支えするとともに、必要とされる防災・減災機能を発揮するため、定期的な点検により早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に効果的かつ効率的な対策を実施します。➤ 安全確保の実施方針 点検等により危険性が認められた場合、直ちに施設の使用禁止等の緊急対応を行い、その後速やかな対策工事の実施に努めます。➤ 長寿命化の実施方針 国の「水産基盤施設機能保全計画策定の手引き」、「水産基盤整備ストックマネジメントのためのガイドライン」及び「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、平成29年度までに漁港ごとの「漁港施設機能保全計画」を、平成32年度までに海岸ごとの「海岸保全施設長寿命化計画」を策定し、漁港施設、漁港海岸保全施設の長寿命化を図ります。

4-3-8.水道

主な対象施設
管路（約 1,500 km）、浄水場（9 か所）、配水池（168 か所）、ポンプ所（125 か所）
現状と課題
<ul style="list-style-type: none">▶ 本市は軍港都市として急速に発展し、水需要が急増した経緯があり、高台へと拡張を繰り返したために、多数の施設が点在しています。更に、平成の大合併により 1.1 倍の人口増とともに市域面積は 1.7 倍に増大し、給水エリアも拡大しました。▶ その結果、現在、維持管理を行っている水道施設として、管路約 1,500 km（φ50mm以上）、浄水場 9 か所、配水池 168 か所、ポンプ所 125 か所があり、このほかの簡易水道施設（22 地区）、飲料水供給施設（2 地区）を含めると多大な数の施設を抱えています。▶ 今後、施設の老朽化に伴う更新費用は増加していくことが想定されることから、経営基盤の強化を図り、いかに投資の合理化・平準化に取り組んでいくかが重要な課題となっています。
今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">▶ 将来の更新費用についてはより緻密な把握・分析を行い、より実態に応じた算定を行います。▶ 投資計画の策定においては、リスクマネジメントを図りつつ、本市の事業規模に応じ、可能な限りの投資の合理化・平準化を図ります。▶ 水道施設の健全性と財政の健全性のバランスを図るため、アセットマネジメントの導入及び推進を行います。

4-3-9.下水道

主な対象施設
汚水管路（約 618 km）、下水処理場（4 か所）、汚水ポンプ場（9 か所）、 雨水ポンプ場（2 か所）
現状と課題
<ul style="list-style-type: none">➤ 下水道は、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図ることを目的として、昭和 24 年に国の事業認可を受け、昭和 36 年 9 月に供用を開始しています。➤ 平成 27 年度末現在の普及率は 57.2%となっていますが、全国平均や類似団体平均よりも低い状況であり、今後も未普及解消のため下水道を整備する必要があります。➤ 下水道事業は、新たな整備と老朽化した施設及び管路の改築等に多大な費用が必要となることから、計画的に事業を実施することとしています。
今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">➤ 将来の更新費用についてはより緻密な把握・分析を行い、より実態に応じた算定を行います。➤ 管路を含む下水道施設については、将来にわたり適切に維持管理していく必要があります。かかる費用も増加していくことから、下水道施設全体を一体的に捉え、長期的な見通しを踏まえたうえで、予防保全型の計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うため「ストックマネジメント計画」を策定し、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ります。

4-3-10.その他施設（インフラ）

今後の方向性
【集落排水施設】 <ul style="list-style-type: none">➤ 漁業集落排水施設については、施設の規模を見直し、平成 28 年度に施設の一部を利用した改築を実施しており、改築後は定期点検および日常の維持管理により適切な施設の管理運営に努めます。➤ 施設の一部、ポンプ場および管路については、整備後 15 年を経過するため施設の性能や劣化等の状態を把握し優先順位付けを行ったうえで適時適切な施設改修・設備更新を行います。➤ 年間を通して施設全体の維持管理を行い適切な水質確保に努めます。➤ 維持管理の情報や、過去の補修履歴等の基礎資料による情報を踏まえ、施設改修・設備更新を計画的に進めることで費用の最小化・平準化を図ります。
【その他施設】 <ul style="list-style-type: none">➤ 点検等を行い、適切な保全と長寿命化を図ります。

4-4. 施設類型ごとの個別計画の策定

各個別計画の策定状況等については、以下のとおりです。

施設類型ごとの個別計画の策定（予定）

施設類型	計画名	～H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度		
公共施設	学校教育施設 文化交流施設 スポーツ施設 子育て支援施設 保健福祉施設 庁舎等施設 他	公共施設適正配置・保全基本計画 策定予定(H28) H29～H48						計画に基づく維持管理等	
	市営住宅	市営住宅長寿命化計画 策定済(H25) H26～H35	改定予定					計画に基づく維持管理等	
	環境施設	(維持管理計画) 一部策定済(H25) H26～H40			策定予定	策定予定		計画に基づく維持管理	
	衛生施設	(維持管理計画)			策定予定			計画に基づく維持管理等	
インフラ	道路(市道)	橋梁長寿命化修繕計画 策定済(H27) H28～H37						計画に基づく維持管理等	
		道路照明灯維持管理計画 策定済(H27) H28～H32						計画に基づく維持管理等	
		道路施設補修計画 策定予定(H28) H29～H33						計画に基づく維持管理等	
	道路(農道・林道)	(個別施設計画(農道))				策定予定	策定予定	策定予定	
		(個別施設計画(林道))				策定予定	策定予定	策定予定	
	河川	(河川長寿命化計画)				策定予定			計画に基づく維持管理等
	砂防	(砂防関係施設長寿命化計画)				策定予定			計画に基づく維持管理等
	公園	公園施設長寿命化計画				策定予定			計画に基づく維持管理等
	港湾	中長期維持管理計画 [海岸保全施設を含む] 策定済(H25) H26～H38							計画に基づく維持管理等
	漁港	漁港施設機能保全計画 [漁港ごと] 順次策定中 (H24～)				策定予定			計画に基づく維持管理等
		海岸保全施設長寿命化計画 [海岸ごと]				策定予定	策定予定	策定予定	
	水道	管路更新計画				策定予定			計画に基づく維持管理等
		施設更新計画				策定予定			計画に基づく維持管理等
		上下水道ビジョン ※長寿命化に関する部分				策定予定			計画に基づく維持管理等
下水道	下水道管路施設長寿命化計画 策定済(H26) H27～H31							計画に基づく維持管理等	
	下水道施設長寿命化計画 策定済(H27) H28～H33							計画に基づく維持管理等	
	上下水道ビジョン ※長寿命化に関する部分				策定予定			計画に基づく維持管理等	
その他施設 [漁業集落排水]	(機能保全計画)				策定予定			計画に基づく維持管理等	

- ・各個別計画の策定(予定)については、毎年ローリングしていきます。
- ・()内の計画名称については、仮称です。

用語説明

用語	説明
義務的経費	歳出のうち状況にかかわらず支出しなければいけないもの。 人件費、公債費、扶助費等に対する費用。
投資的経費	歳出のうち支出の効果が固定的な資本の形成に向けられるもの。 普通建設事業、災害復旧事業等に対する費用。
行政財産	市の所有する財産のうち、公用（市が事務等のために直接使用するもの）と公共用（住民の一般利用のために使用するもの）に供するもの。 その他のものは「普通財産」という。
総務省公共施設等更新費用 試算ソフト	各地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定にあたり、簡易に更新費用の試算を行うことのできるツールとして、総務省が公開しているソフトウェア。
ライフサイクルコスト	施設の計画・設計・施工から、その施設の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと。
予防保全	施設の劣化が具体的なトラブルとして顕在化する前に補修を行い、施設を健全な状態に保つこと。
メンテナンスサイクル	点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次の点検）など維持管理の業務サイクルのこと。
遊休資産	市の資産のうち、その使用・稼動を休止しているもの。
PPP	（Public Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携） 公共と民間が連携し、公共サービスを提供する手法の総称。
PFI	（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアチブ） 民間の資金や経営ノウハウを活用し、公共施設等の建設・維持管理・運営を行う手法。PPPの一種とされる。
都市計画マスタープラン	都市計画法により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。 都市の将来像を明確にし、実現に向けた道筋を明らかにするもの。
法定点検	建築基準法に基づいて行われる建物の劣化状況の確認を指す。 法令等に定める有資格者によって行われる必要がある。
リスクマネジメント	事業におけるリスクを把握し、その発生の回避または低減をはかる管理手法のこと。
アセットマネジメント	公共サービスの最適化を達成するため、所有する資産を適切に評価・維持・活用する管理手法のこと。

《参考資料》

将来更新費用の試算条件等一覧表

区 分	計 算 式	更新設定年数
公共施設	更新費用 = 延床面積 * 更新単価 + 改修費用 (更新単価は総務省更新費用試算ソフト単価、改修費用は本市の改修実績に基づく)	50年
道 路	更新費用 = 年あたり整備面積 * 更新単価 年あたり整備面積 = 整備面積 / 更新設定年数 ※総務省公共施設等更新費用試算ソフトによる試算	15年
橋りょう	更新費用 = 面積 * 更新単価 ※総務省公共施設等更新費用試算ソフトによる試算	60年
河 川	本市における各年度の実績費用平均を求め、その平均額を毎年の更新費用とする	設定なし
砂 防	本市における各年度の実績費用平均を求め、その平均額を毎年の更新費用とする	設定なし
公 園	本市の工事实績をふまえ各公園施設の標準工事メニューを設定し、公園ごとの想定更新費用を試算	遊 具 20年 舗装部 15年 フェンス 15年
港 湾	更新費用 = 延長又は面積 * 更新単価 (更新単価は本市の更新実績に基づく)	50年
漁 港	更新費用 = 延長 * 更新単価 (更新単価は本市の更新実績に基づく)	50年
水 道	更新費用 = 延長 * 更新単価 ※総務省公共施設等更新費用試算ソフトによる試算	40年
下 水 道	更新費用 = 延長 * 更新単価 ※総務省公共施設等更新費用試算ソフトによる試算	50年

佐世保市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

佐世保市 財務部 財産管理課

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号

電話：0956-24-1111（代表）

F A X：0956-25-9648